

綾 部 市 公 報

番 号 第 6 8 1 号
発行日 平成 3 1 年 3 月 1 日
発行所 綾部市役所

目 次

○ 告 示

- 綾部市公共下水道供用開始告示
(下水道課)・・・1
- 自動車臨時運行許可番号の失効告示
(市民・国保課)・・・3
- 市道区域変更告示
(建設課)・・・4
- 市道供用開始告示
(建設課)・・・5
- 平成 3 1 年綾部市議会 3 月定例会招集告示
(総務課)・・・6
- 地縁団体認可告示(真野自治会)
(市民協働課)・・・7
- 綾部市国民健康保険被保険者証の無効告示
(市民・国保課)・・・8

○ 公 告

- 市道和木旧府道線道路災害復旧工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・9
- 市道松原柿ノ木線外 1 線道路災害復旧工事・柿ノ木道路・松原道路・杉ノ池水路復旧工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・19
- 市道綾部河守線道路災害復旧工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・31

- 市道楞巖寺奥小西線外 1 線道路災害復旧工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・41
- 市道黒谷線道路災害復旧工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・51
- 公示送達
(税務課)・・・61
- 綾部市下水道排水設備指定業者の公表
(下水道課)・・・62
- 公示送達
(市民・国保課)・・・63
- 公示送達
(税務課)・・・64
- 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の縦覧について
(農業委員会)・・・65
- 公有財産売却の一般競争入札について
(上水道課)・・・66
- 市道高津旭線道路災害復旧工事公募型指名競争入札について
(監理課)・・・79
- 林道於与岐ナル線復旧工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・90
- 黒谷川整備工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・100
- 市道見内下村線改良工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・110

<ul style="list-style-type: none"> ・戸谷川外1線河川道路災害復旧工事条件付一般競争入札について (監理課)・・・120 ・市道梅迫十倉線外1線1川道路河川災害復旧工事条件付一般競争入札について (監理課)・・・131 ・綾部ふれあい牧場法面復旧工事条件付一般競争入札について (監理課)・・・141 ・市道深山線道路災害復旧工事条件付一般競争入札について (監理課)・・・151 ・市道西ノ宮線改良工事条件付一般競争入札について (監理課)・・・161 ・林道笹尾線復旧工事条件付一般競争入札について (監理課)・・・171 ・市道市志線舗装工事条件付一般競争入札について (監理課)・・・181 ・所有者の判明しない動物の収容について (保健推進課)・・・191 	<ul style="list-style-type: none"> ・綾部市条例の制定又は改廃等の請求に要する有権者総数の50分の1の数 ・・・229 ・綾部市議会の解散等の請求に要する有権者総数の3分の1の数 ・・・230 ・合併協議会設置協議について投票請求に要する有権者総数の6分の1の数 ・・・231
<ul style="list-style-type: none"> ○教育委員会告示 <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年第14回綾部市教育委員会招集告示 ・・・192 ○選挙管理委員会告示 <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年8月26日執行の綾部市議会議員一般選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨 ・・・194 	

綾部市告示第13号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、供用を開始する区域等を次のように告示する。

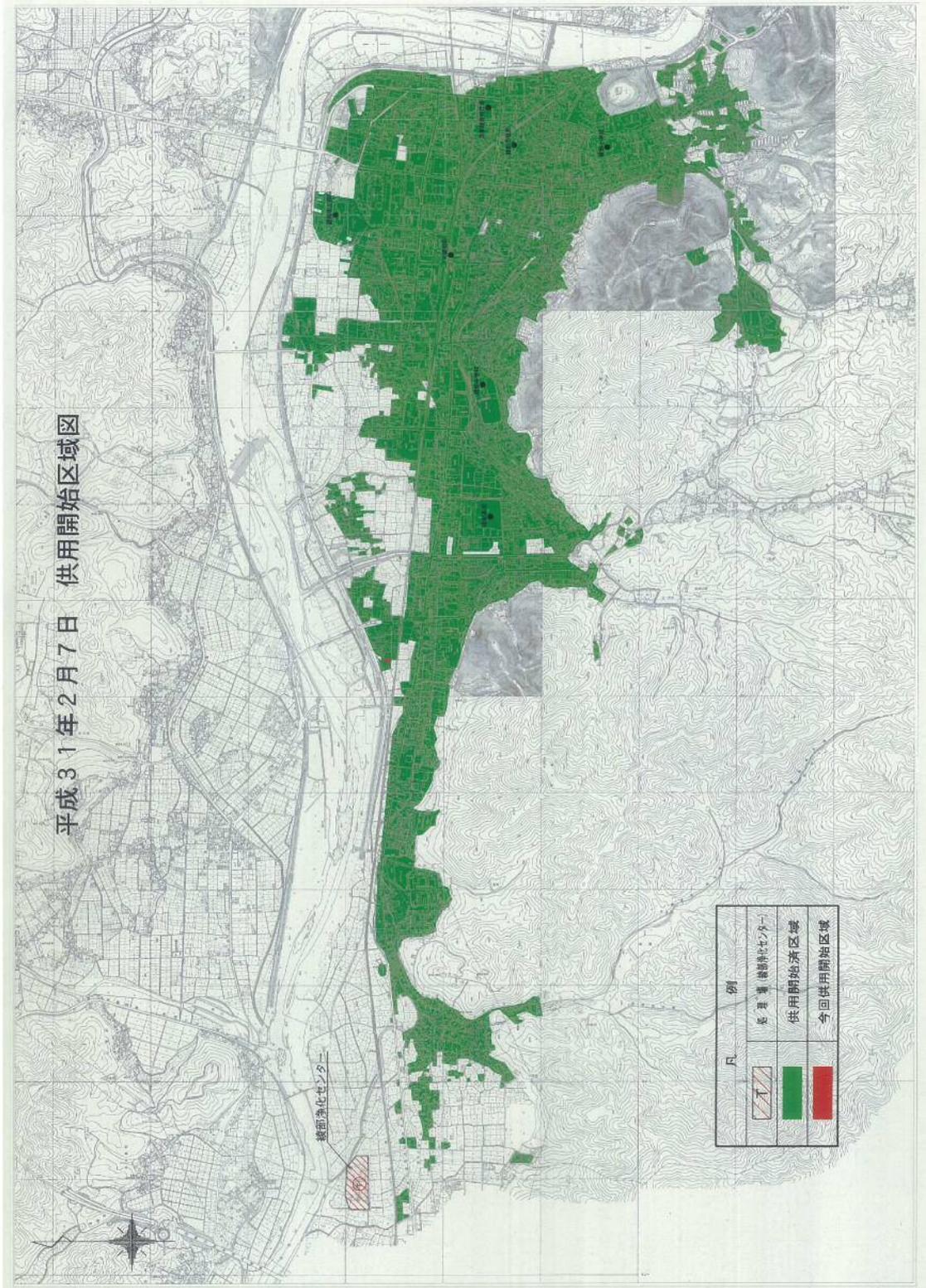
なお、図面は、綾部市上下水道部下水道課において一般の供覧に供する。

平成31年 2月 7日

綾部市長 山崎善也

- 1 供用を開始すべき年月日 平成31年 2月 7日
- 2 下水を排除すべき区域 大島町の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置 大島町の一部
- 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 分流式
- 5 下水の処理を開始すべき年月日 平成31年 2月 7日
- 6 下水を処理すべき区域 大島町の一部
- 7 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称
 - (1) 位置 高津町横枕8番地
 - (2) 名称 綾部浄化センター

平成31年2月7日 供用開始区域図



綾部市告示第14号

次の自動車臨時運行許可番号は失効したので、その旨告示する。

平成31年2月15日

綾部市長 山崎善也

自動車臨時運行許可番号標番号	京都・155
失効年月日	平成31年2月15日
許可を受けた者の住所・氏名	京都市伏見区聚楽町665 田口耕次
許可年月日	平成30年10月31日

綾部市告示第 18 号

市道路線の区域の変更に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

平成 31 年 2 月 21 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 平成 31 年 2 月 21 日から平成 31 年 3 月 7 日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 4 変更する路線の区域

整理番号	路 線 名	区 間	延 長 (メートル)	変 更	敷地の幅員 (メートル)
1446	大島桶井線	大島町桶井7番15 大島町桶井25番5	24.78	前	最大 -.-- 最小 -.--
				後	最大 6.00 最小 6.00

綾部市告示第19号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成31年2月21日から次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

平成31年2月21日

綾部市長 山崎善也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 平成31年2月21日から平成31年3月7日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 4 供用開始する路線の区間

整理番号	路線名	区 間	
1446	大島桶井線	大島町桶井7番15	大島町桶井25番5

綾部市告示第 23 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条の規定に基づき、平成 31 年 3 月 1 日綾部市議会定例会を綾部市に招集する。

平成 31 年 2 月 21 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定に基づき、地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示する。

平成31年2月21日

綾部市長 山崎善也

1 名 称

真野自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設等の維持管理
- (4) 所有山林財産の育林と維持管理
- (5) 上記に付帯関連する事業

3 区 域

綾部市睦合町井ノ谷、下高岸、真野、分水、前田24番地以上の番地の前田の区域とする。

4 主たる事務所

綾部市睦合町前田51番地の1・51番地の2

5 代表者

綾部市睦合町前田40番地
福井貞文

6 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者の選任

無し

7 代理人

無し

8 規約に定める解散事由

地方自治法第260条の20の規定による

9 認可年月日

平成31年2月21日

綾部市告示第 25 号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

平成31年 2月21日

綾部市長 山崎善也

証交付年月日	証記号・番号	生年月日
平成30年 4月 1日	綾0406-85003	昭和22年 9月 5日
平成30年 4月 3日	綾0409-61002	平成10年11月20日
平成30年 4月10日	綾0604-32020	平成13年 5月11日
平成30年 6月25日	綾0811-81023	昭和20年 1月18日
平成30年 4月 1日	綾0816-41015	昭和24年 9月29日
平成30年 4月 1日	綾0828-61010	昭和43年 9月 6日
平成30年 4月 1日	綾0829-11019	平成 6年 3月22日
平成30年 4月17日	綾0844-11008	昭和54年 1月 1日
平成30年 4月 1日	綾0901-41008	昭和20年 1月18日
平成30年 4月 1日	綾0908-55003	昭和45年 6月22日
平成30年 4月 1日	綾1001-32032	昭和39年11月24日
平成30年 4月 1日	綾1105-52006	昭和25年 7月 3日

綾部市公告第 4 号

現年発生公共土木施設災害復旧事業、30 災第 2934、2935 号 市道和木旧府道線道路災害復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成 31 年 2 月 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 4 3 0 1 3 7 号 |
| (2) 工 事 名 | 30 災第 2934、2935 号 市道和木旧府道線道路災害復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市和木町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | <p>30 災第 2934 号 L = 2 2 . 0 m</p> <p>補強土壁 L = 2 2 m</p> <p>取付工（石積） A = 2 2 m²</p> <p>筋芝 A = 3 8 m²</p> <p>ガードレール撤去・再設置 L = 2 4 m</p> <p>アスファルト舗装 A = 1 2 0 m²</p> <p>区画線 L = 5 6 m</p> <p>30 災第 2935 号 L = 1 1 . 0 m</p> <p>コンクリートブロック積工 A = 4 1 m²</p> <p>小口止 N = 1 箇所</p> <p>取付工（石積） A = 6 m²</p> <p>ガードレール基礎 L = 1 1 m</p> <p>ガードレール撤去・再設置 L = 1 2 m</p> <p>アスファルト舗装 A = 1 1 m²</p> |
| (5) 予定工期 | <p>平成 31 年 3 月 5 日から</p> <p>平成 31 年 3 月 3 1 日まで（2 7 日間）</p> |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 30 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の A 1 等級又は A 等級で登録されており、平成 30 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。

- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成29年1月1日から平成29年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成31年2月4日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は930円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成31年2月7日（木）午前9時から午後6時まで

平成31年2月8日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で2月7日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成31年2月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によ

りその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 平成31年2月15日（金）から
平成31年2月18日（月）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 平成31年2月20日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 平成31年2月25日（月）午前9時から午後6時まで
平成31年2月26日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は2月25日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、2月26日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成31年2月27日（水）午前9時00分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

綾部市公告第5号

現年発生公共土木施設災害復旧事業、30 災第 2962 号 市道松原柿ノ木線外 1 線道路災害復旧工事と現年発生農地等災害復旧事業 柿ノ木道路・松原道路・杉ノ池水路復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成31年2月4日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 工事番号 | 第430 138号 |
| (2) 工事名 | 30 災第 2962 号 市道松原柿ノ木線外 1 線道路災害復旧工事
柿ノ木道路・松原道路・杉ノ池水路復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市小畑町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | <p>30 災第 2962 号 L = 18.0 m</p> <p>コンクリートブロック積工 A = 61 m²</p> <p>小口止工 N = 2 箇所</p> <p>取付工（石積） A = 5 m²</p> <p>取付工（植生土のう） A = 0.5 m²</p> <p>筋芝工 A = 19 m²</p> <p>アスファルト舗装工 A = 44 m²</p> <p>30 災第 2963 号 L = 6.0 m</p> <p>コンクリートブロック積工 A = 12 m²</p> <p>小口止工 N = 1 箇所</p> <p>取付工（石積） A = 2 m²</p> <p>筋芝工 A = 3 m²</p> <p>柿ノ木道路</p> <p>ブロック積工 L = 6 m、A = 16 m²</p> <p>ふとん籠工 L = 4 m</p> <p>法面工 A = 87 m²</p> <p>松原道路</p> <p>ブロック積工 L = 13 m、A = 24 m²</p> <p>法面工 A = 24 m²</p> <p>杉ノ池水路</p> <p>水路撤去・設置 L = 13.3 m</p> <p>法面工 A = 56 m²</p> <p>土砂浚渫工 V = 69 m³</p> |

- (5) 予定工期 平成31年3月 5日から
平成31年3月31日まで(27日間)

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成30年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のA1等級又はA等級で登録されており、平成30年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成29年1月1日から平成29年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式—1)とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2)2部を監理課へ持参により提出すること。

- (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

- (1) 設計図書の閲覧

①期間 平成31年2月4日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は1,370円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

- ①期間 平成31年2月7日(木) 午前9時から午後6時まで
平成31年2月8日(金) 午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で2月7日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成31年2月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 平成31年2月15日(金) から
平成31年2月18日(月) 正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 平成31年2月20日(水) 午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 平成31年2月25日(月) 午前9時から午後6時まで
平成31年2月26日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は2月25日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、2月26日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法

については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成31年2月27日(水) 午前9時15分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。

(2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。

(3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。

(4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。

(5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

(6) 本案件は、公共土木施設災害復旧工事と農地等災害復旧工事を合併して発注するものですが、契約については、2件に分けて契約するものです。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

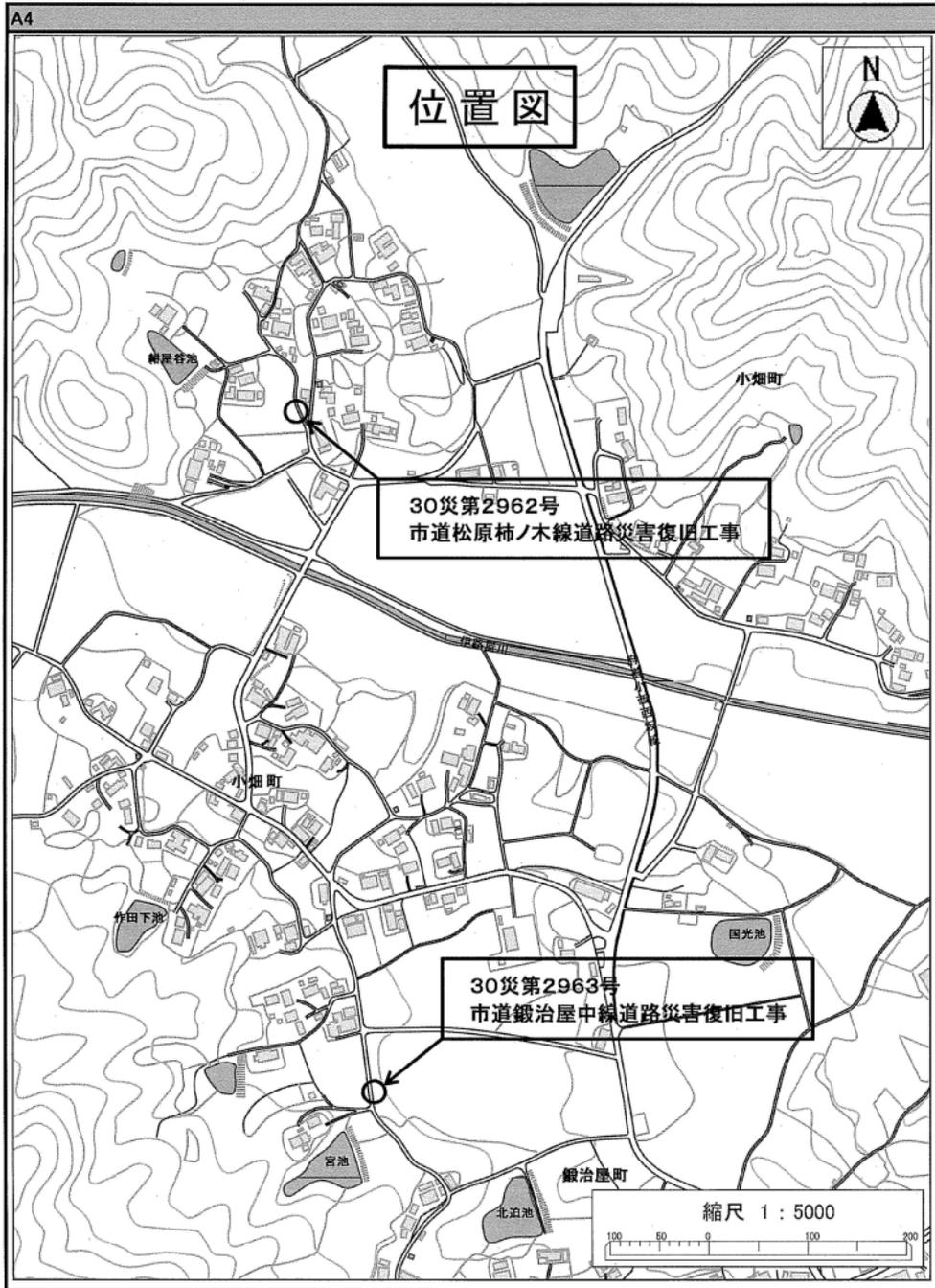
2) 主任技術者

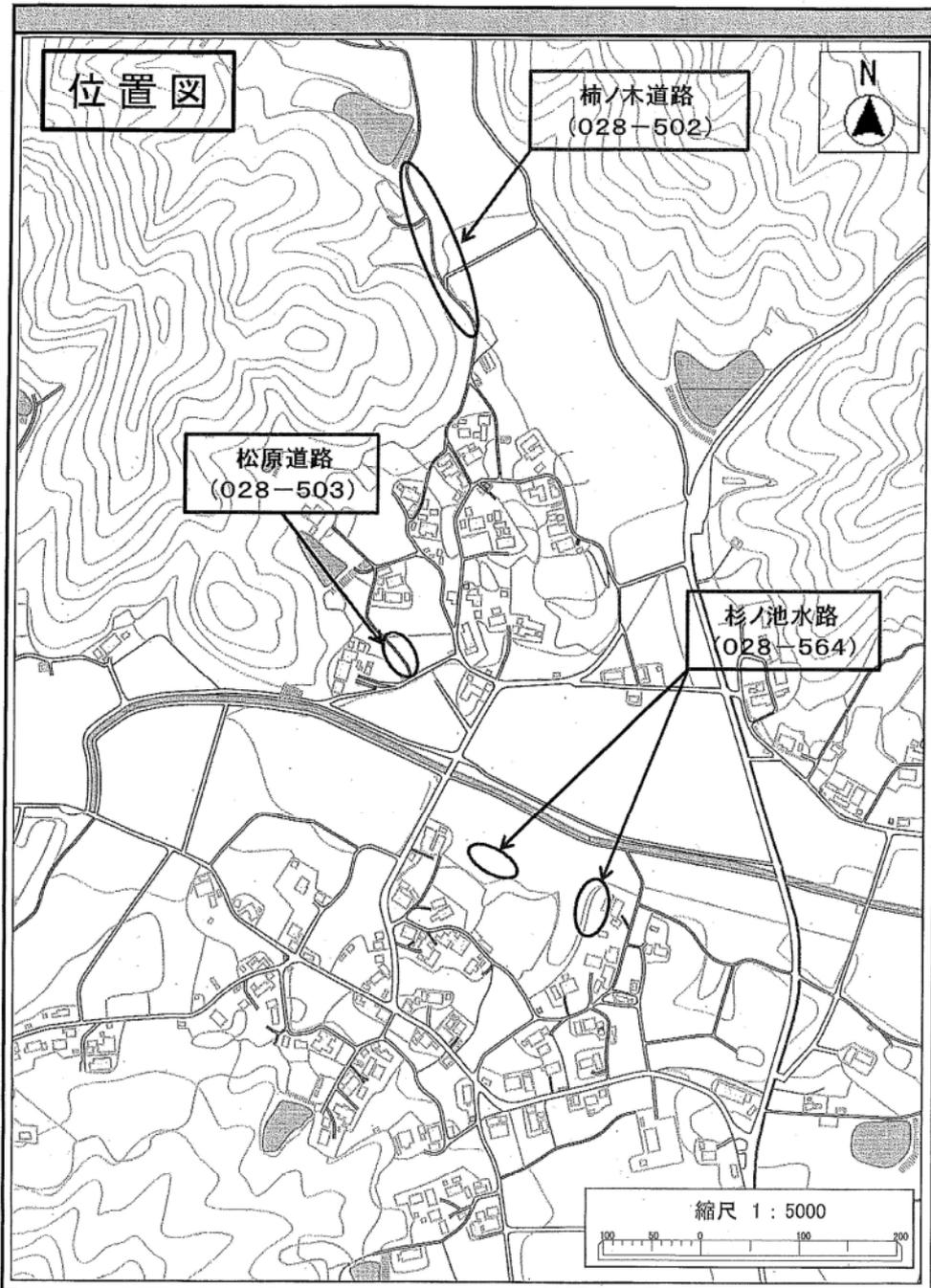
- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。





綾部市公告第 6 号

現年発生公共土木施設災害復旧事業、30 災第 2953、2954 号 市道綾部河守線道路災害復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成 3 1 年 2 月 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第 4 3 0 1 3 9 号 |
| (2) 工 事 名 | 30 災第 2953、2954 号 市道綾部河守線道路災害復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市位田町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | <p>30 災第 2953 号 L = 8. 5 m</p> <p>コンクリートブロック積工 A = 4 0 m²</p> <p>小口止工 N = 2 箇所</p> <p>雑工（コンクリートブロック積） A = 1 m²</p> <p>取付工（石積） A = 1 1 m²</p> <p>アスファルト舗装工 A = 1 5 m²</p> <p>ガードレール撤去・再設置工 L = 1 4 m</p> <p>30 災第 2954 号 L = 2 8. 0 m</p> <p>コンクリートブロック積工 A = 5 5 m²</p> <p>小口止工 N = 4 箇所</p> <p>取付工（石積） A = 9 m²</p> <p>筋芝工 A = 2 1 m²</p> |
| (5) 予定工期 | <p>平成 3 1 年 3 月 5 日から</p> <p>平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで（2 7 日間）</p> |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 3 0 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の A 1 等級、A 等級、B 等級のいずれかで登録されており、平成 3 0 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成 2 9 年 1 月 1 日から平成 2 9 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていな

いこと。

- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成31年2月4日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は980円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成31年2月7日（木）午前9時から午後6時まで

平成31年2月8日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で2月7日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成31年2月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 平成31年2月15日（金）から
平成31年2月18日（月）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 平成31年2月20日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 平成31年2月25日（月）午前9時から午後6時まで
平成31年2月26日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は2月25日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、2月26日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成31年2月27日（水）午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

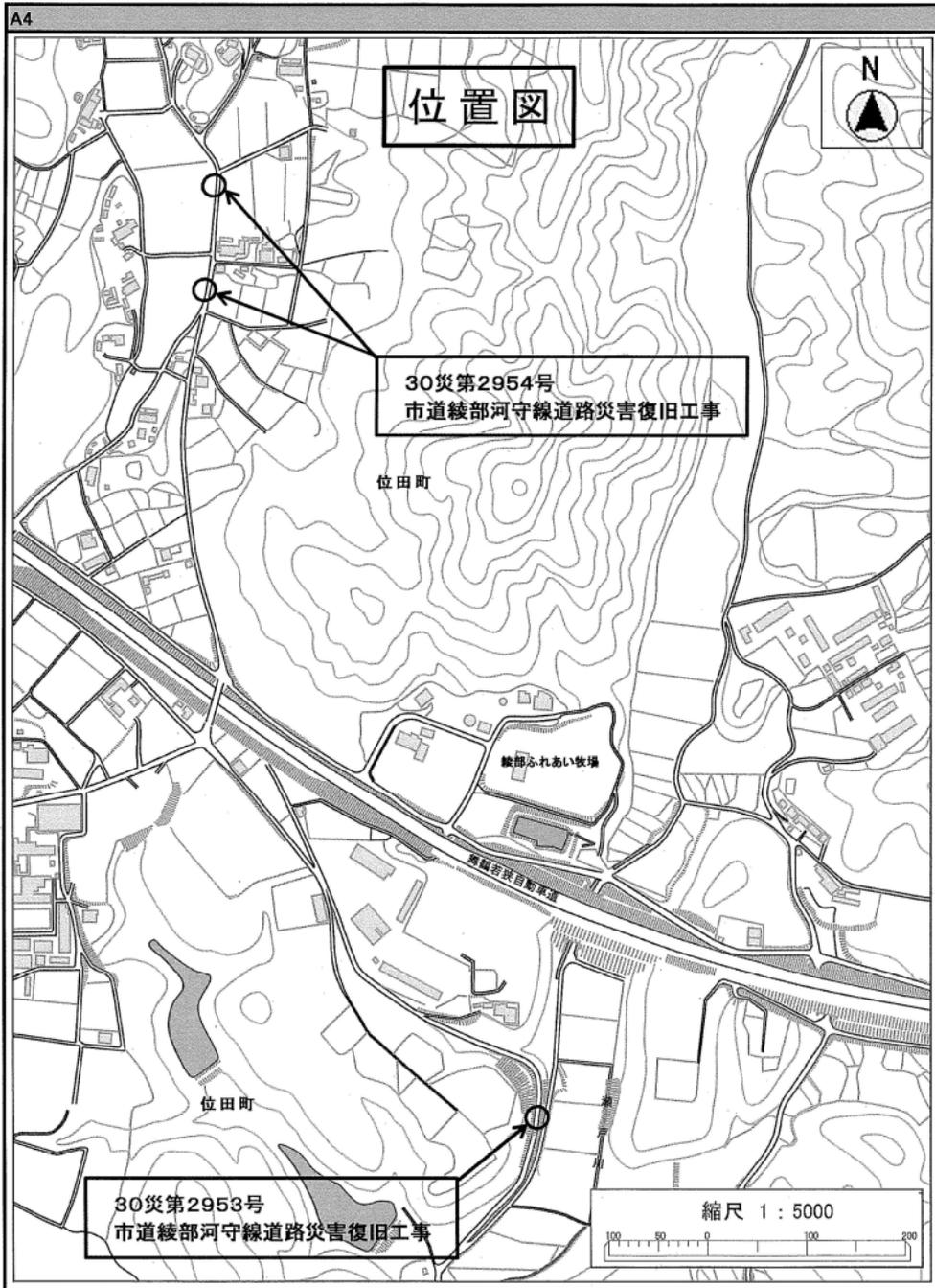
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第7号

現年発生公共土木施設災害復旧事業、30 災第 2957 号 市道楞巖寺奥小西線外1線道路災害復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成31年2月4日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第430 140号 |
| (2) 工 事 名 | 30 災第 2957 号 市道楞巖寺奥小西線外1線道路災害復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市館町外（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | <p>30 災第 2957 号 L = 16.8 m</p> <p>コンクリートブロック積工 A = 36 m²</p> <p>小口止工 N = 3 箇所</p> <p>取付工（石積） A = 5 m²</p> <p>筋芝工 A = 13 m²</p> <p>アスファルト舗装工 A = 0.7 m²</p> <p>30 災第 2961 号 L = 11.0 m</p> <p>コンクリートブロック積工 A = 25 m²</p> <p>小口止工 N = 2 箇所</p> <p>取付工（石積） A = 6 m²</p> <p>筋芝工 A = 10 m²</p> |
| (5) 予定工期 | <p>平成31年3月 5日から</p> <p>平成31年3月31日まで（27日間）</p> |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成30年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、平成30年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成29年1月1日から平成29年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。

- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式—1)とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2)2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成31年2月4日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は760円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成31年2月7日(木)午前9時から午後6時まで

平成31年2月8日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で2月7日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成31年2月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 平成31年2月15日（金）から
平成31年2月18日（月）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 平成31年2月20日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 平成31年2月25日（月）午前9時から午後6時まで
平成31年2月26日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は2月25日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、2月26日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成31年2月27日（水）午前9時45分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続きを行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

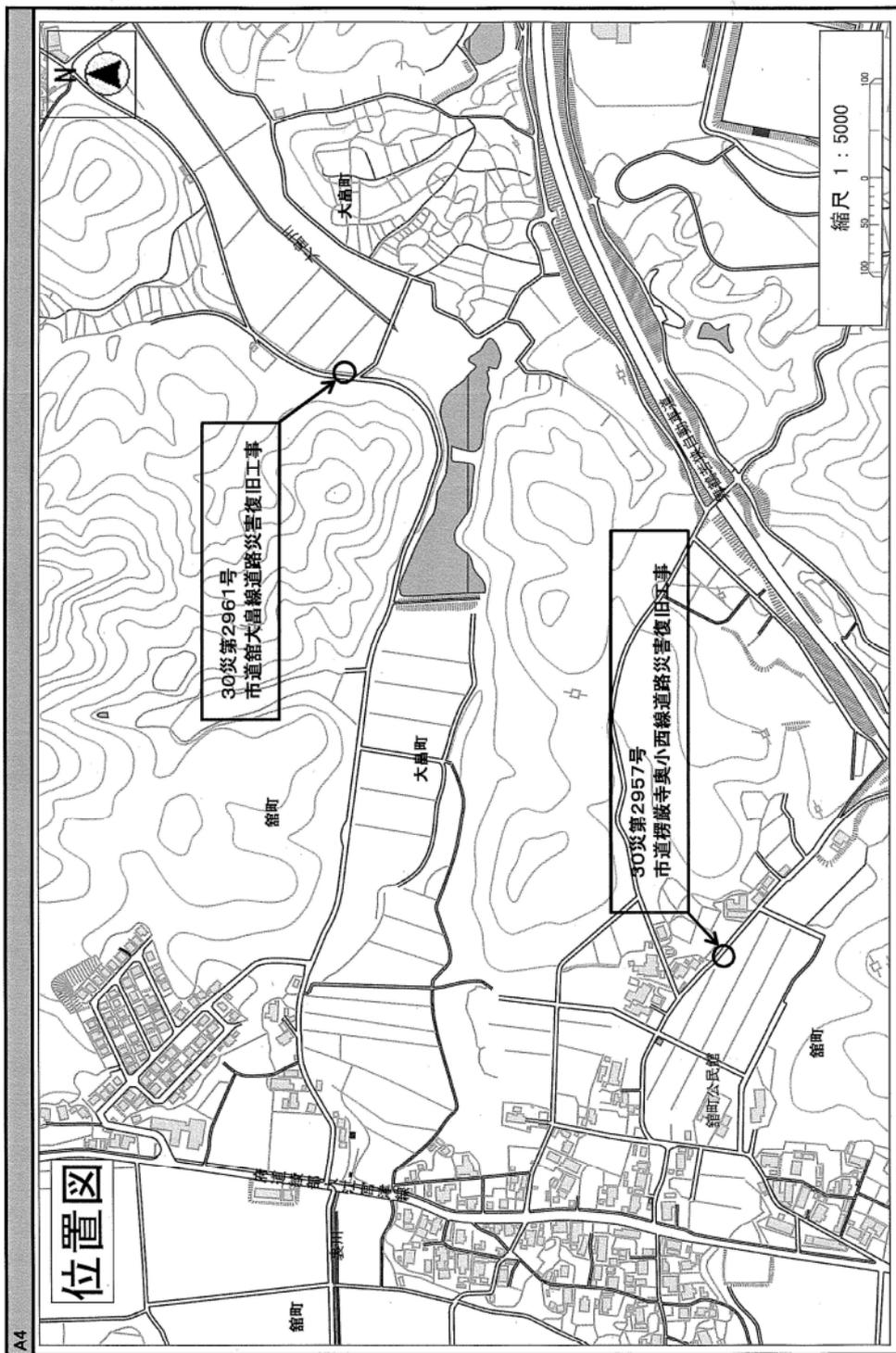
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 8 号

現年発生公共土木施設災害復旧事業、29 災第 2945、2946 号 市道黒谷線道路災害復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成 31 年 2 月 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 4 3 0 1 4 3 号 |
| (2) 工 事 名 | 29 災第 2945、2946 号 市道黒谷線道路災害復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市八代町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | <p>29 災第 2945 号 L = 9. 0 m</p> <p> コンクリートブロック積工 A = 3 9 m²</p> <p> 小口止工 N = 2 基</p> <p> 取付工（石積） A = 1 7 m²</p> <p> アスファルト舗装工 A = 5 m²</p> <p> 舗装版取壊し工 A = 8 m²</p> <p>29 災第 2946 号 L = 8. 0 m</p> <p> コンクリートブロック積工 A = 2 9 m²</p> <p> 小口止工 N = 1 基</p> <p> 取付工（石積） A = 6 m²</p> <p> アスファルト舗装工 A = 4 m²</p> <p> 舗装版取壊し工 A = 6 m²</p> <p> 仮締切工 N = 1 箇所</p> |
| (5) 予定工期 | <p>平成 31 年 3 月 5 日から</p> <p>平成 31 年 3 月 31 日まで（27 日間）</p> |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 30 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の A 1 等級、A 等級、B 等級のいずれかで登録されており、平成 30 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月

31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。

- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成31年2月4日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は870円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成31年2月7日（木）午前9時から午後6時まで

平成31年2月8日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で2月7日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成31年2月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 平成31年2月15日（金）から
平成31年2月18日（月）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 平成31年2月20日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 平成31年2月25日（月）午前9時から午後6時まで
平成31年2月26日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は2月25日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、2月26日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成31年2月27日（水）午前10時00分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

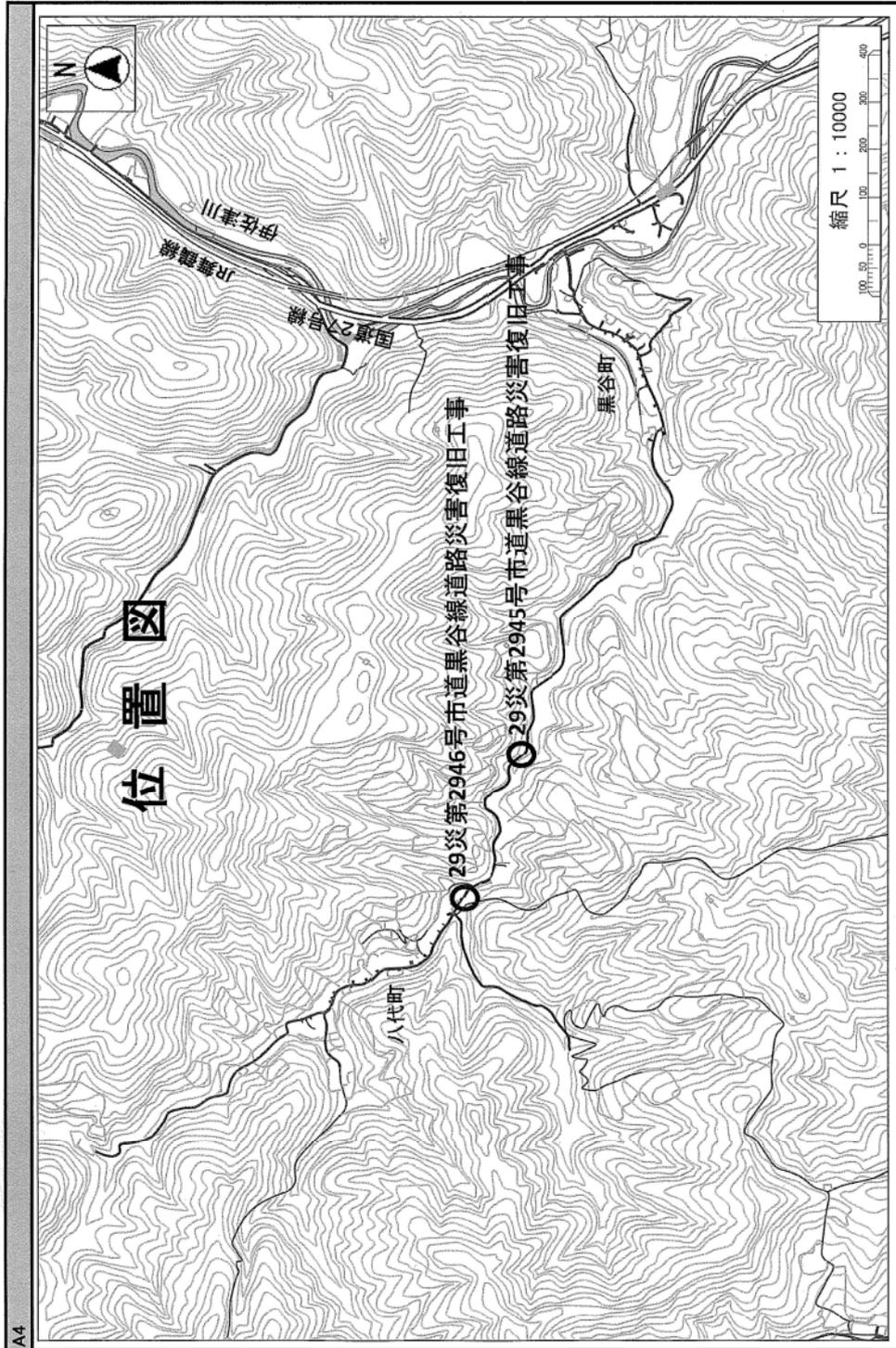
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第9号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

平成31年2月5日

綾部市長 山 崎 善 也

以下掲示済

綾部市公告第10号

綾部市下水道排水設備指定業者規則第13条第1項第3号の規定に基づく指定業者を次により公表します。

平成31年2月5日

綾部市長 山崎善也

指定の有効期間満了に際し、継続して指定しなかった業者

事業所名	代表者氏名	所在地	期間満了日
佐野電機(株)	山本祐樹	南丹市園部町若松町130-1	平成30年12月31日
いまむら鉄工所	今村博樹	綾部市井倉新町南大橋11-4	平成30年12月31日

綾部市公告第11号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第20条の2の規定により公告する。

平成31年2月14日

綾部市長 山崎善也

(以下掲示済)

綾部市公告第12号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

平成31年2月15日

綾部市長 山 崎 善 也

以下掲示済

綾部市公告第13号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により次のとおり公告し、縦覧に供する。

平成31年2月15日

綾部市長 山崎善也

1 縦覧場所

綾部市農業委員会事務局

2 縦覧期間

平成31年2月15日から平成31年2月28日まで

綾部市公告第 1 7 号

公有財産を売り払うための一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

平成 3 1 年 2 月 1 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

記

1 入札に付する物件及び予定価格

物件 番号	所 在 地	地目	登記面積	実測面積	用途地域	予定価格
1	綾部市並松町上番取 8 番地 1	宅地	652. 78 m ²	652. 78 m ²	第 1 種住居地域	9, 922, 256 円

2 入札参加者の資格等

別紙の市有地売却実施要領（公告第 1 7 号）に定めるとおり。

市 有 地 売 却
実 施 要 領
(一 般 競 争 入 札)

(公告第17号)

綾 部 市

目 次

- 1 一般競争入札実施要領
- 2 契約書（案）
- 3 物件調書

一般競争入札実施要領

「一般競争入札」は、広く入札参加者を募り、綾部市が定める予定価格以上で最高の価格をもって入札した者を売買契約の相手方とするものです。

入札参加を希望される方は、次の各事項をご確認の上、お申込みください。

1 入札物件

物件 番号	所在地	地目	地積	用途地域	(予定価格)
1	綾部市並松町上番取 8番地1	宅地	652.78 m ²	第1種住居地域	9,922,256円

2 入札参加者の資格等

(1) 以下のいずれかに該当する方は、一般競争入札に参加することができません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者

- ・成年被後見人
- ・未成年、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがされている者
- ・綾部市暴力団排除条例（平成24年綾部市条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者
- ・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条の規定による処分を受けている団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- ・破産者で復権を得ない者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項に該当する者

次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後三年を経過しない者

- (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなくして契約を履行しなかつた者
- (カ) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 綾部市が定めるこの一般競争入札実施要領を承諾せず、順守できない者

エ 納付すべき市町村税等の滞納がある者

3 入札参加の申込み

- (1) 申込期間 平成31年2月18日（月）から平成31年3月1日（金）まで
午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで（土・日・祝日等の閉庁日を除く。）
- (2) 申込場所 〒623-0005
綾部市里町小南4番地
上下水道部上水道課管理担当
電話番号 0773-42-1815（直通）

4 申込方法等

(1) 申込方法

市有地売却一般競争入札参加申込書（様式1）に必要事項を記載し、記名・押印（実印）の上、必要書類を添えて申込期間内に、正本及び副本（コピー可）各1部を提出してください。郵送による申込みは受け付けませんので、ご注意ください。

(2) 必要書類

- ア 入札参加者の住所地又は法人の所在地における市町村税納税証明書
 - イ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
 - ウ 住民票（法人の場合は商業法人登記事項全部証明書）
 - エ 誓約書（様式2）
- ※ 各種証明書は受付時において1か月以内に発行されたもの。
※ 提出いただいた書類は、お返しできません。

- (3) 申込受付時に、一般競争入札参加申込書の副本（コピー）をお渡ししますので、入札当日必ず持参してください。

(4) 申込みに当たっての留意事項

売買契約は、入札参加申込者（落札者本人）と行います。所有権移転登記は、契約の相手方の名義で行い、中間省略登記には応じません。

共有名義での登記を希望される場合、共有者全員の氏名を入札参加申込書に記載し、全員分の必要書類を添えて、提出してください。

5 現地説明会

現地説明会は開きませんので、入札前に必ず各自で希望する物件を確認してください。

物件調書は参考資料としてご利用ください。（物件調書が現況と相違している場合は、現況が優先します。）

6 入札

(1) 日時 平成31年3月4日(月)
 物件番号1 午前10時00分から

(2) 場所 綾部市里町小南4番地
 綾部市上下水道部上水道課

※ 入札には、基本的に入札参加申込者本人が直接参加し、入札してください。ただし、申請者本人が入札に参加できない場合は、委任状の提出により受任者による入札参加を認めるものとします。

※ 入札開始時刻に遅れた場合は、入札に参加できません。

※ 入札参加者が一人の場合であっても、入札に参加できる機会(入札公告)を提供していることから、入札を行います。

(3) 入札保証金

ア 入札参加申込者は、入札保証金として、入札金額の100分の5以上の額(円未満切り上げ)の現金を入札当日持参してください。(入札の参加要件となりますので、納付いただきます。)

イ 入札保証金は、落札しなかった者へ入札当日に返還します。落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することとします。

ウ 契約予定日までに落札者が売買契約を締結しないときは、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、違約金として、綾部市に帰属することになり返還いたしません。

(4) 入札時に持参いただくもの

ア 受付時にお渡しした入札参加申込書の副本

イ 入札書(様式3)、封筒、印鑑(実印)、入札保証金

ウ 代理人が入札するときは委任状(様式4)

(5) 入札の方法

ア 入札参加者は、所定の入札書に必要な事項を記載し、記名・押印(実印)の上、入札箱に投入してください。なお、入札当日出席しなかった者又は入札時間に遅刻した者は、棄権したものとみなします。

イ 入札は、代理人に行わせることができます。代理人は所定の入札書に必要な事項を記載し、記名・押印(委任状に押印されている代理人の印)及び封筒に封入割印の上、入札箱に投入してください。

ウ 入札者は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(ア) 入札に参加する資格のない者

(イ) 同一人にして同じ入札に2以上の入札(他人の代理としての入札を含む。)をした者

(ウ) 入札に関し連合等の不正行為をした者

- (エ) 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者
- (オ) 入札関係職員の指示に従わない等入札場の秩序を乱した者
- (カ) その他入札条件に違反した者
- (キ) 代理人の入札において、委任状を提出しない者
- (ク) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反した者

(7) 落札者の決定

- ア 落札者は、本市が定めた予定価格（最低売却価格）以上で、最高価格をもって入札した者とします。
- イ 落札者となるべき同価の入札をした者がいるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。

(8) その他

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別な事情が生じた場合は、入札を中止又は延期することがあります。

7 契約

(1) 契約の締結

落札者との売買契約は、落札者が決定通知を受けた日から5日以内（土日、祝日等の閉庁日は算入しません。）に行います。契約書は、市の書式（別途指定）によることとし、契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。

(2) 契約保証金

- ア 売買契約締結と同時に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を契約保証金として納付してください。（入札保証金を契約保証金の一部に充当することとしているため、その差額を納付してください。）
- イ 契約保証金は、売買代金に充当します。
- ウ 落札者が契約を履行しない場合、契約保証金は綾部市に帰属することになり返還いたしません。

8 契約上の条件

入札物件について、契約書において次の条件が付されますので、ご注意ください。

(1) 用途制限

- ア 落札者は、売買物件を、綾部市暴力団排除条例（平成24年綾部市条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者の事務所又はその他これに類するものの用に供してはならない。
- イ 落札者は、売買物件を、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法

律第147号)第5条に規定する観察処分^{（注）}の決定を受けた団体の事務所又はその他これに類するものの用に供してはならない。

ウ 落札者は、第三者に対して売買物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、上記の用途の制限に定める義務を書面によって承継させなければならず、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。

エ 落札者は、第三者に対して売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。

(2) 実地調査

上記(1)の履行状況を確認するため、綾部市は必要があると認めるときは実地の調査をし、又は必要な報告を求めることができるものとし、落札者は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(3) 違約金

上記(1)(2)の条件に違反した場合、落札者は売買代金の100分の30に相当する金額を違約金として綾部市に支払わなくてはならない。この違約金は、違約罰と解釈し、損害賠償額の予定と解釈しないものとする。

9 売買代金の支払方法

売買契約締結後、30日以内に売買代金と契約保証金との差額を市が発行する納入通知書により支払うものとします。

10 注意事項

(1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産に係る危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など綾部市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売買代金の減額を請求することはできません。

(2) 落札者は、契約締結後に財産に面積の不足その他隠れた瑕疵^{（注）}を発見しても売買代金の減免若しくは損害賠償の請求または契約の解除をすることができません。

(3) 落札者が売買代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。この際、売買物件は現状のまま引渡します。

(4) 綾部市は、売買代金の残金を納付した落札者の請求により、権利移転の登記を関係機関に嘱託します。

(5) 契約書に貼付する収入印紙、登記に要する登録免許税は落札者の負担となります。また、物件の取得に伴い、必要となる不動産取得税（府税）が課税されますのでご注意ください。

(6) 原則として、物件にかかわる調査、土壌調査などは行っておりません。また、開発などに当たっては、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び条例などの法令により、規制がある場合がありますので、事前に関係機関にご確認ください。

(7) 綾部市は、建物・工作物の補修、撤去、立木の伐採、草刈などの負担及び調整は行いません。また、越境物の処理については、綾部市は関与しませんので、当事者で話し合ってください。（契約後に判明した場合も同様です。）

11 問い合わせ先

〒623-0005

綾部市里町小南4番地

綾部市上下水道部上水道課管理担当

電話番号 0773-42-1815（直通）

(様式1)

市有地売却一般競争入札参加申込書

平成 年 月 日

綾部市長 様

私は、市有地の売払いに係る一般競争入札の参加資格条件及び内容等を承諾の上、入札参加申込みをします。

申 込 者 住 所

ふりがな

氏 名

Ⓔ

(法人の場合は、法人名・代表者名を記入してください。)

(印鑑登録印〔実印〕を使用してください。)

電 話 番 号

1 入札参加物件

物件番号	所 在 地

2 購入後の利用計画

物件番号	利 用 計 画

3 添付書類

- (1) 市町村税納税証明書
- (2) 印鑑登録証明書 (法人の場合は印鑑証明書)
- (3) 住民票 (法人の場合は商業法人登記事項全部証明書)
- (4) 誓約書 (様式2)

受付印

--

(様式2)

誓 約 書

年 月 日

綾部市長 様

住所
氏名

印

(法人の場合、法人名・代表者名を記入してください。)

(印鑑登録印〔実印〕を使用してください。)

私は綾部市が実施する公有財産売却に係る入札参加に当たっては、以下の事項に相違ない旨確約の上、市有地売却実施要領及び貴庁における入札、契約などに係る諸規程を厳守し、公正な入札をいたします。

もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴庁の指示に従い、当該執行機関に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

- 1 私は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者及び同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 2 過去3年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号までの規定に該当したことはありません。
- 3 綾部市暴力団排除条例（平成24年綾部市条例第37号）第2条第3号及び第4号の規定に該当する者ではありません。
- 4 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員ではありません。
- 5 市有地を購入したときは、これを上記3から4のいずれかに該当する者に譲渡又は貸与することはありません。
- 6 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合すること。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること。
 - (4) 契約の履行をしないこと。
 - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と綾部市に認められること。
 - (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と認められること。
 - (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- 7 私は、貴庁の公有財産売却に係る「市有地売却実施要領」、「入札公告」、「物件調書」、「売買契約書（案）」の各条項を熟覧し、これらについてすべて承知の上、参加しますので、後日これらの事柄について貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

(様式3)

入 札 書

一般競争入札実施要領を承諾の上、入札いたします。

1 物件の表示

物件番号	所在地

2 入札金額

金 額		千	百	十	万	千	百	十	円

※金額の先頭に「¥」を付してください。

※金額はアラビア数字を使用してください。

※入札者は印鑑登録印（実印）を使用してください。ただし、受任者が入札される場合は、委任状と同一の印鑑（受任者印）を使用してください。

平成 年 月 日

綾 部 市 長 様

住 所

ふりがな

氏 名

Ⓜ

(法人の場合、法人名・代表者名を記入してください。)

(印鑑登録印〔実印〕を使用してください。)

綾部市公告第 18 号

現年発生公共土木施設災害復旧事業、30 災第 2930 号 市道高津旭線道路災害復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

平成 31 年 2 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 430 145 号
- (2) 工 事 名 30 災第 2930 号 市道高津旭線道路災害復旧工事
- (3) 工事場所 綾部市旭町（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、平成 30 年 7 月豪雨により被災した道路災害を復旧するものです。工事区間は幹線道路となっているため、歩行者・車両等の通行確保、安全対策、環境対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 L = 92 m W = 7.4 m
待受擁壁 L = 87 m
排水構造物 L = 187 m
工事用道路（敷砂利） L = 38 m
構造物撤去 一式
- (6) 予定工期 平成 31 年 3 月 26 日から
平成 31 年 3 月 31 日まで（6 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者とします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 平成 30 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に土木工事の A1 等級で登録されており、平成 30 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法第 15 条の規定による特定建設業の許可を土木工事について受けているものであること。
- (4) 平成 30 年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、土木工事の総合評点が 850 点以上であること。
- (5) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日の間において、完了工事の成績評点が 65 点に満たない評定を受けていな

いこと。

- (6) 請負金額 5,000 万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の土木工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。
- (7) 土木工事に係る技術者を、監理技術者として工事現場に専任で配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、監理技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。
- (9) 各営業所における専任の技術者は、本工事の監理技術者にはなれません。

3 提出書類

(1) 公募型指名競争入札参加申請書

- ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 技術資料及び資格者証等の写し

- ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。
紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式—3）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
- ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。）
- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格」には、それぞれ配置予定者について記載することとし、監理技術者の法令による免許欄には、2(7)に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。
- ・2(8)を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

- ①期間 平成31年2月25日（月）午前9時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,240円です。

(2) 入札参加申請書の受付

- ①期間 平成31年2月28日（木）午前9時から午後6時まで
平成31年3月 1日（金）午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で2月28日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

- (1) 入札通知書及び非指名通知書については、平成31年3月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

- ①期間 平成31年3月7日（木）から
平成31年3月8日（金）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 平成31年3月11日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①期間 平成31年3月15日（金）午前9時から午後6時まで
平成31年3月18日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は3月15日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、3月18日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成31年3月19日(火) 午前9時00分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。

(2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。

(3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。

(4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。

(5) 配置予定の現場代理人、監理技術者が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

(6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達で

あり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

公募型指名競争入札参加申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑩

電 話 番 号
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

工事番号
工 事 名
工事場所
添付書類

技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

様式 - 3

技 術 資 料

住 所

名 称

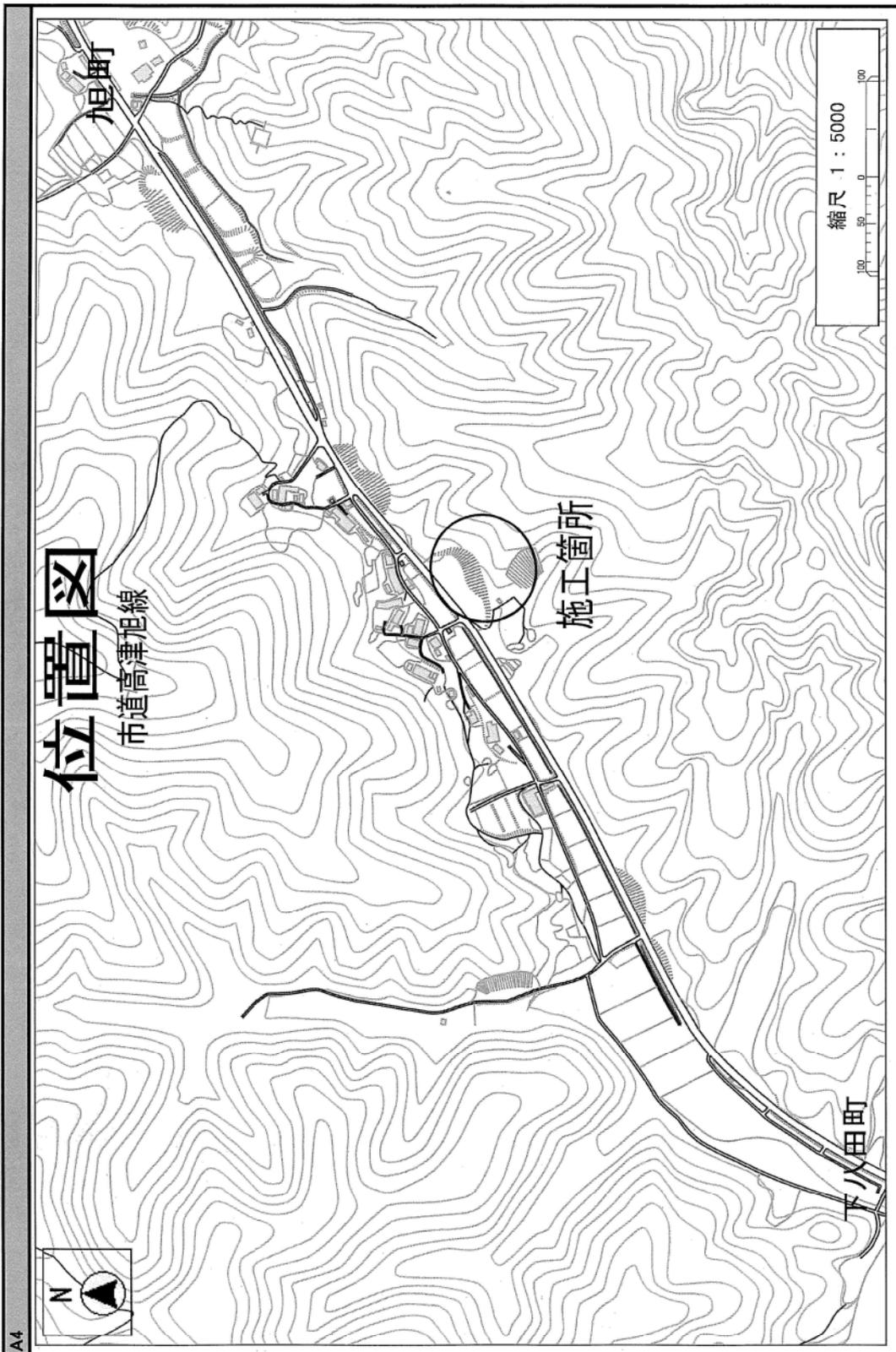
1 同種工事又は類似工事の施工実績

工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工 期	平成 年 月～平成 年 月	平成 年 月～平成 年 月
	受注形態等	単体／JV（出資比率 %）	単体／JV（出資比率 %）
工事概要等			
技術的特記事項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）		-----	-----
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	平成 年 月～平成 年 月	平成 年 月～平成 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置	-----	-----

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）		-----	-----
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	平成 年 月～平成 年 月	平成 年 月～平成 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置	-----	-----



綾部市公告第 19 号

現年発生林業施設災害復旧事業、林道於与岐ナル線復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成 31 年 2 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第 430 146 号 |
| (2) 工 事 名 | 林道於与岐ナル線復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市於与岐町 (別添位置図参照) |
| (4) 工事概要 | L = 30.2 m W = 3.0 m
擁壁工 (呑口側) L = 8.25 m H = 3.0 m
擁壁工 (吐口側) L = 2.40 m H = 4.0 m
管渠工 (φ 1500) L = 22 m
法面保護工 A = 135.1 m ² |
| (5) 予定工期 | 平成 31 年 3 月 26 日から
平成 31 年 3 月 31 日まで (6 日間) |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 30 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の A1 等級、A 等級、B 等級のいずれかで登録されており、平成 30 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日の間において、完了工事の成績評点が 60 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
 電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ

し、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成31年2月25日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は680円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成31年2月28日（木）午前9時から午後6時まで

平成31年3月 1日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で2月28日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成31年3月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成31年3月7日（木）から

平成31年3月8日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 平成31年3月11日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等を行いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 平成31年3月15日(金)午前9時から午後6時まで
平成31年3月18日(月)午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は3月15日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、3月18日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成31年3月19日(火)午前9時15分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

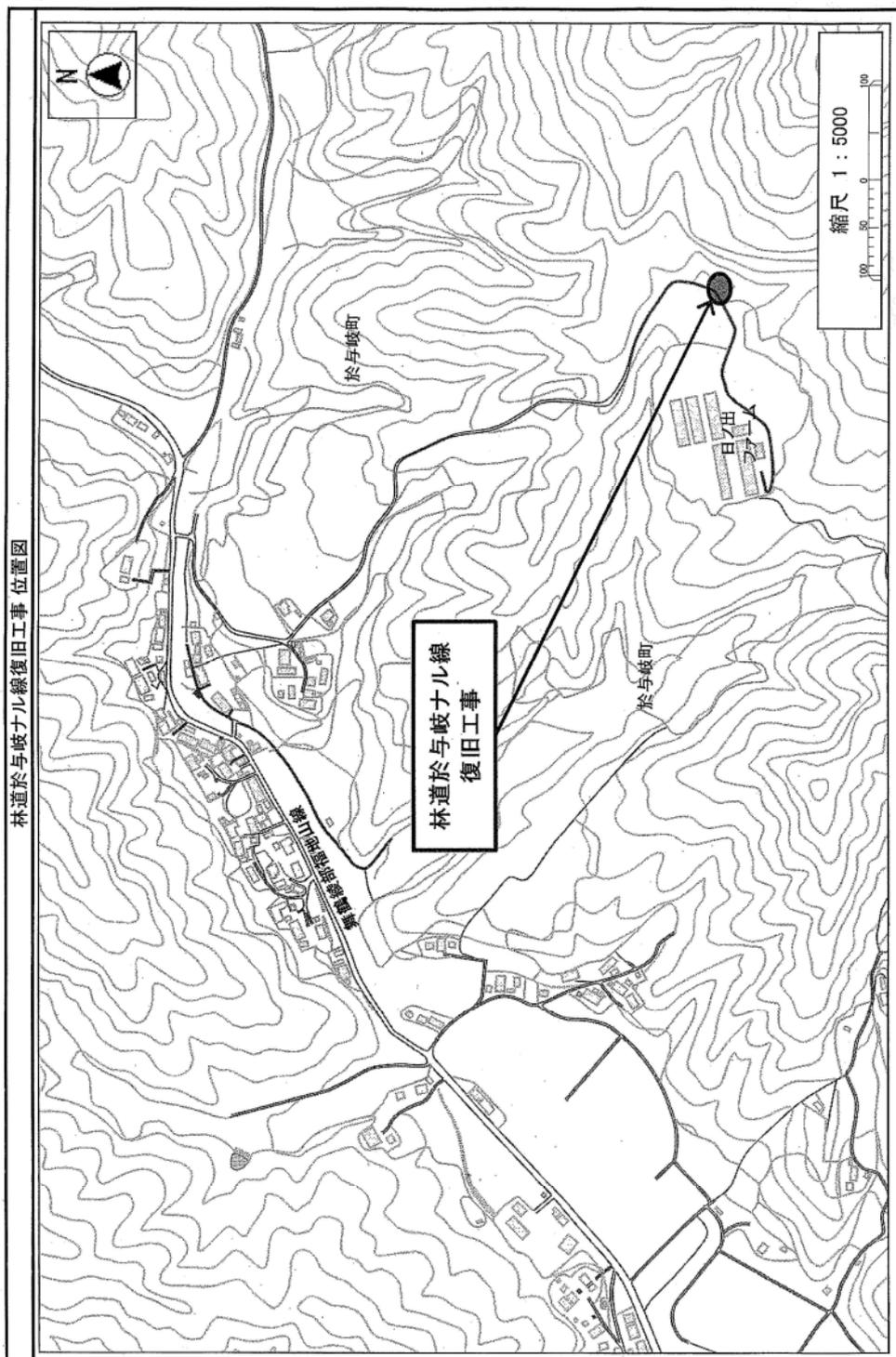
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 20 号

普通河川黒谷川整備事業、黒谷川整備工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成 31 年 2 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 430 147 号 |
| (2) 工 事 名 | 黒谷川整備工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市黒谷町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | L = 28 m
コンクリートブロック積工 A = 32 m ²
堤外水路工 L = 26 m
河床工 A = 110 m ² |
| (5) 予定工期 | 平成 31 年 3 月 26 日から
平成 31 年 3 月 31 日まで（6 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 30 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の B 等級で登録されており、平成 30 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日の間において、完了工事の成績評点が 60 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
 電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一

般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成31年2月25日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は1,240円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成31年2月28日(木) 午前9時から午後6時まで

平成31年3月1日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で2月28日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成31年3月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成31年3月7日(木) から

平成31年3月8日(金) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 平成31年3月11日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 平成31年3月15日(金)午前9時から午後6時まで
平成31年3月18日(月)午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は3月15日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、3月18日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成31年3月19日(火)午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

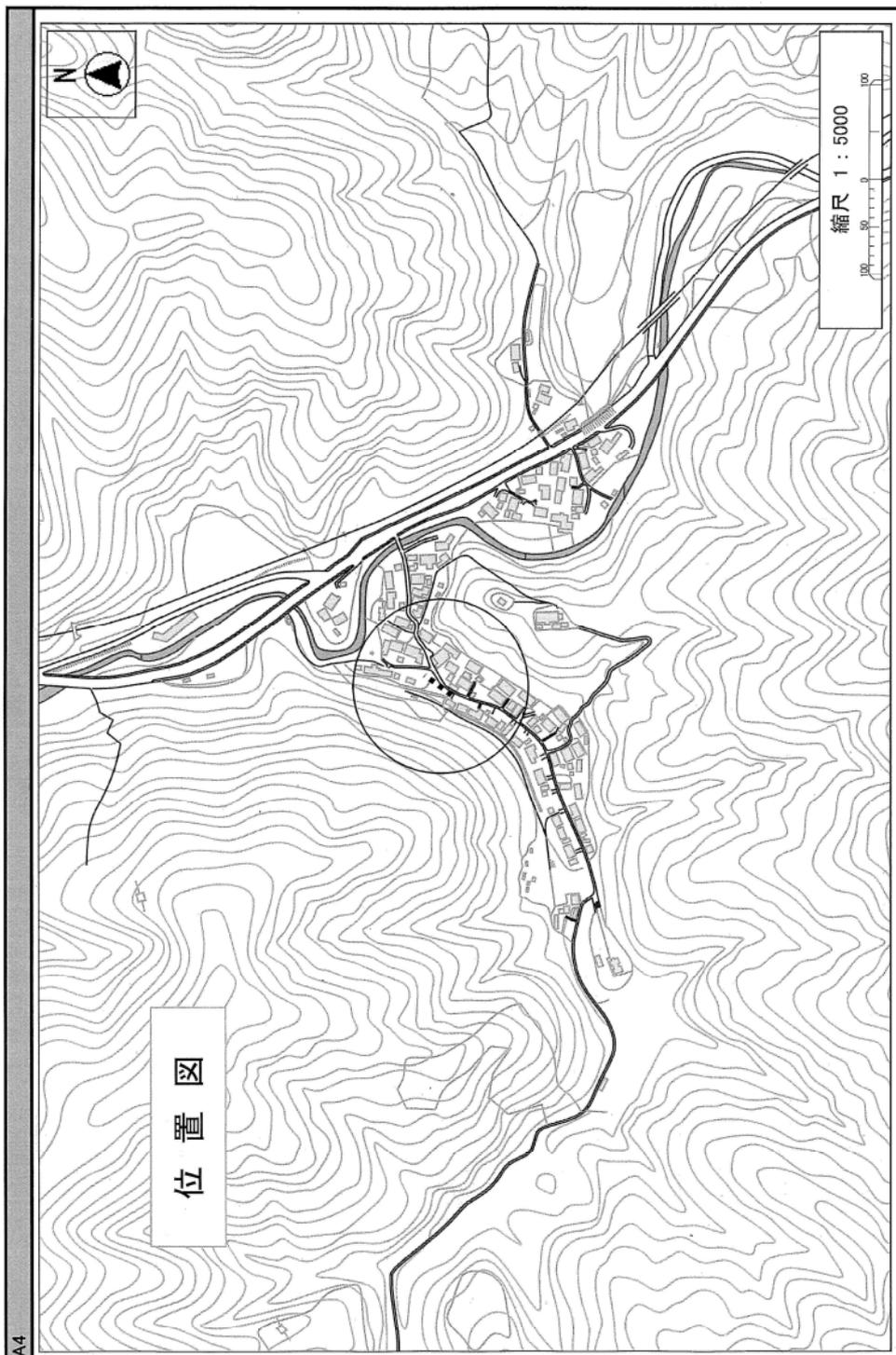
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 2 1 号

辺地対策事業、市道見内下村線改良工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第 4 3 0 1 4 8 号 |
| (2) 工 事 名 | 市道見内下村線改良工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市於与岐町 (別添位置図参照) |
| (4) 工事概要 | L = 2 0 1 . 2 m W = 5 m
排水構造物工 L = 1 5 9 m
アスファルト舗装工 A = 1 6 2 m ²
付帯工 一式 |
| (5) 予定工期 | 平成 3 1 年 3 月 2 6 日から
平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで (6 日間) |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 3 0 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の B 等級で登録されており、平成 3 0 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成 2 9 年 1 月 1 日から平成 2 9 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式—1) とともに「一

一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成31年2月25日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は750円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成31年2月28日(木) 午前9時から午後6時まで

平成31年3月 1日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で2月28日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成31年3月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成31年3月7日(木) から

平成31年3月8日(金) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 平成31年3月11日(月) 午後5時までに京都府入札情報公開シス

テムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 平成31年3月15日(金) 午前9時から午後6時まで
平成31年3月18日(月) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は3月15日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、3月18日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成31年3月19日(火) 午前9時45分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

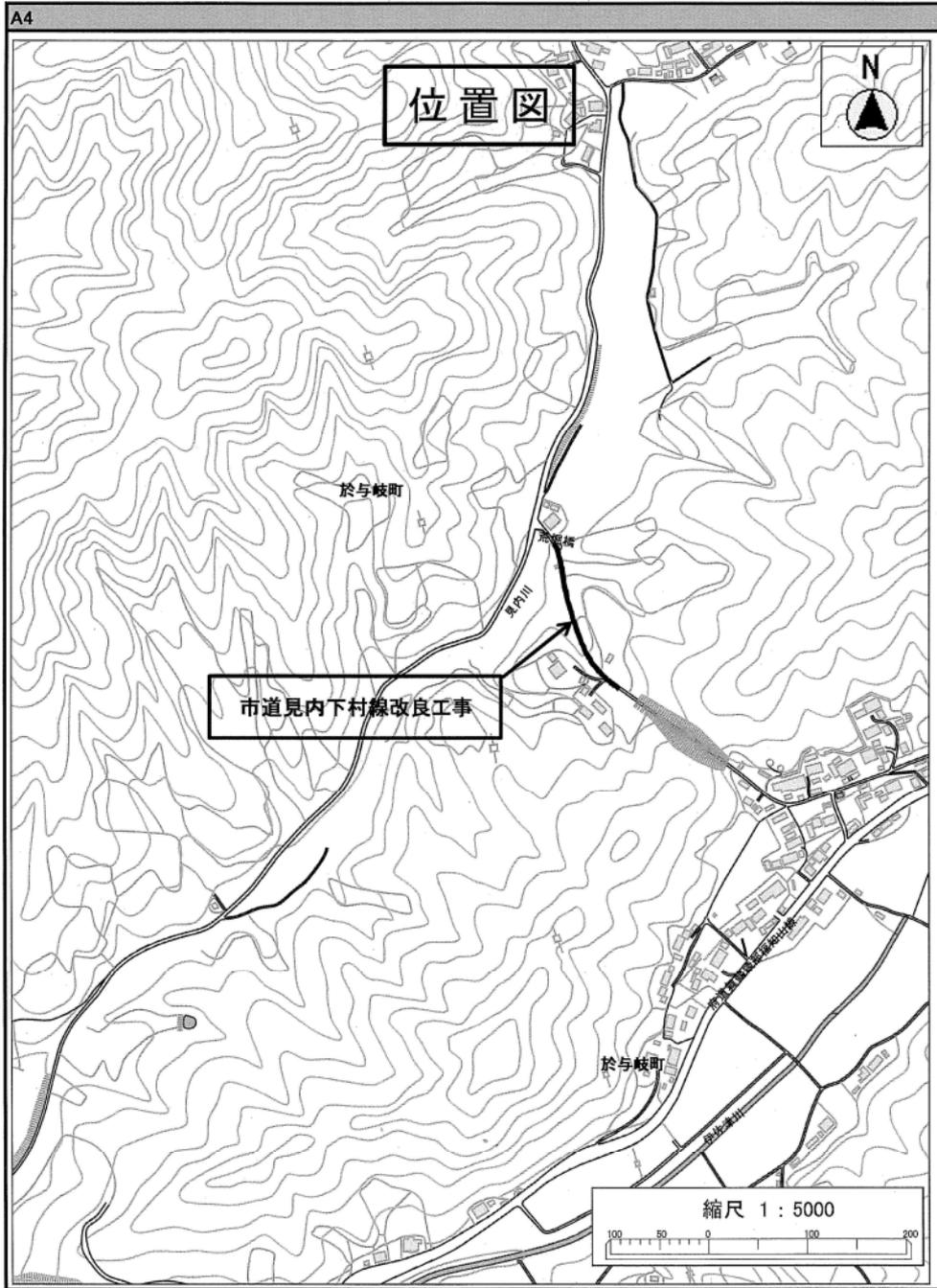
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 2 2 号

現年発生公共土木施設災害復旧事業、30 災第 2901 号 戸谷川外 1 線河川道路災害復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第 4 3 0 1 4 9 号 |
| (2) 工 事 名 | 30 災第 2901 号 戸谷川外 1 線河川道路災害復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市十倉名畑町外 (別添位置図参照) |
| (4) 工事概要 | <p>30 災第 2901 号 L = 4 4 . 0 m</p> <p>コンクリートブロック積 A = 7 7 m²</p> <p>小口止工 N = 2 箇所</p> <p>すりつけ工 (石積) A = 3 m²</p> <p>法面整形 A = 2 6 m²</p> <p>天端コンクリート L = 1 3 m</p> <p>工事用道路 (敷鉄板) L = 6 8 m</p> <p>30 災第 2922 号 L = 8 . 8 m W = 3 . 3 ~ 3 . 4 m</p> <p>コンクリートブロック積 A = 1 8 m²</p> <p>小口止工 N = 2 箇所</p> <p>すりつけ工 (石積) A = 3 m²</p> <p>雑工 (石積) A = 1 m²</p> <p>袋詰玉石工 N = 3 袋</p> <p>アスファルト舗装工 A = 4 m²</p> |
| (5) 予定工期 | <p>平成 3 1 年 3 月 2 6 日から</p> <p>平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで (6 日間)</p> |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 3 0 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の B 等級で登録されており、平成 3 0 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。

- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成29年1月1日から平成29年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成31年2月25日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,150円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成31年2月28日（木）午前9時から午後6時まで

平成31年3月1日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で2月28日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成31年3月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 平成31年3月7日（木）から
平成31年3月8日（金）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 平成31年3月11日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等を行いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 平成31年3月15日（金）午前9時から午後6時まで
平成31年3月18日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は3月15日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、3月18日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成31年3月19日（火）午前10時00分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最

低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊟

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

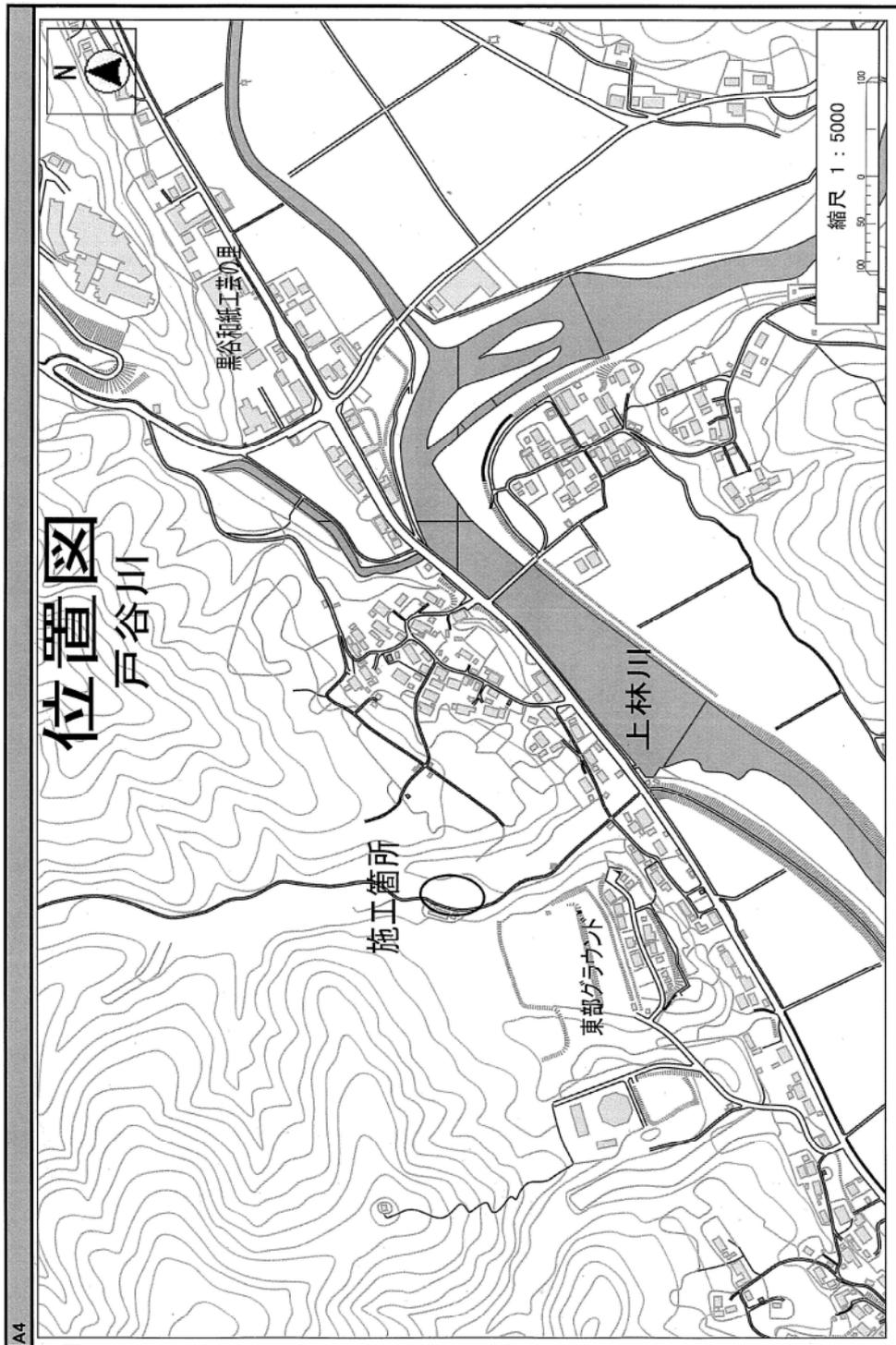
2) 主任技術者

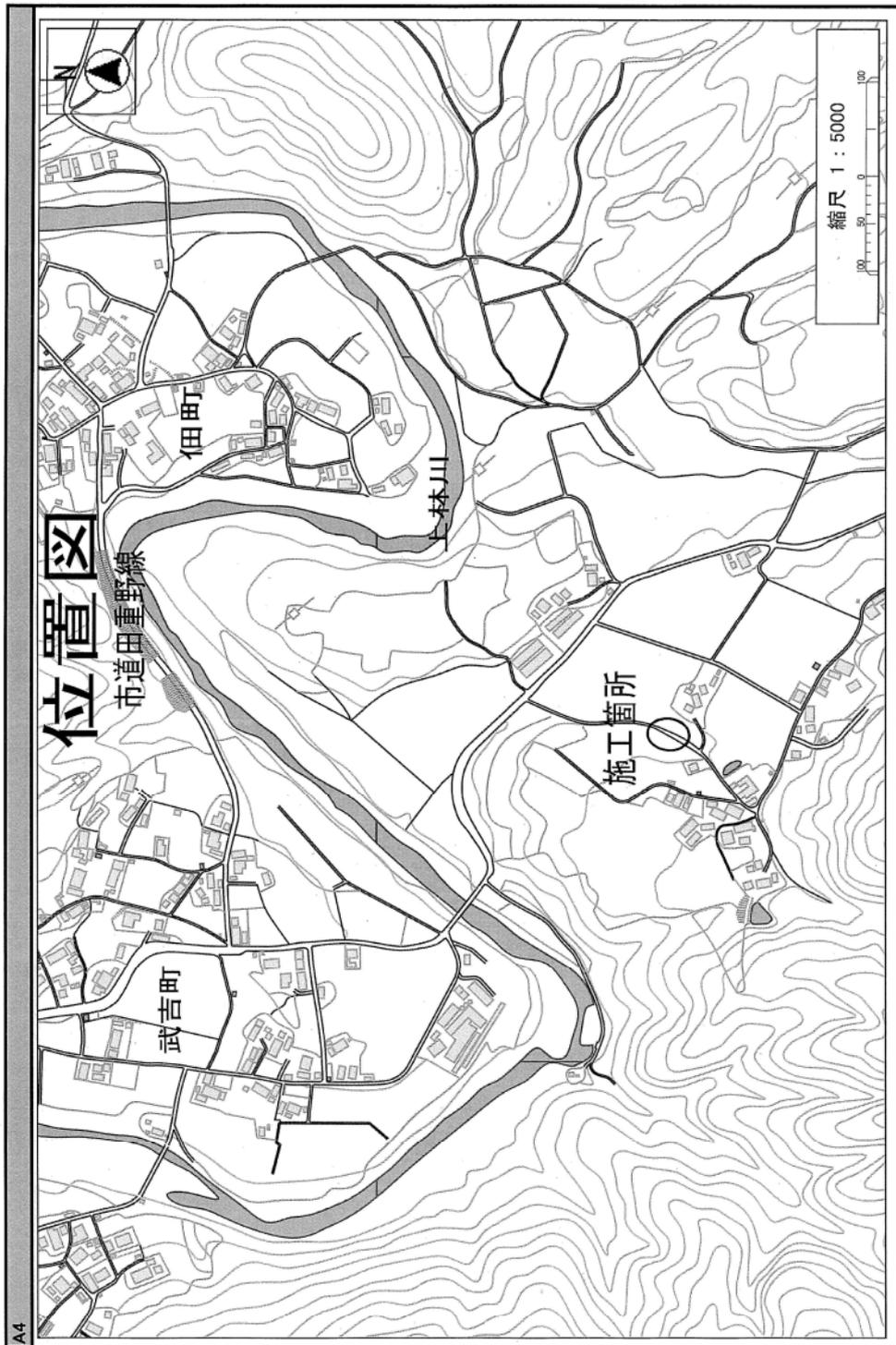
- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。





綾部市公告第 23 号

現年発生公共土木施設災害復旧事業、30 災第 2923 号 市道梅迫十倉線外 1 線 1 川道路河川災害復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成 31 年 2 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 430 150 号 |
| (2) 工 事 名 | 30 災第 2923 号 市道梅迫十倉線外 1 線 1 川道路河川災害復旧
工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市十倉志茂町 (別添位置図参照) |
| (4) 工事概要 | 30 災第 2923 号 L = 22.0 m W = 3.7 m
かごマット (多段積型) A = 54 m ²
法面工 A = 8 m ²
排水管布設工 L = 1 m
30 災第 2902 号 L = 16.0 m W = 2.3 ~ 2.6 m
コンクリートブロック積 A = 4 m ²
小口止工 N = 2 箇所
すりつけ工 (石積) A = 3 m ²
天端コンクリート L = 3 m
アスファルト舗装 A = 39 m ²
肘谷川河川災害復旧工事 L = 13.0 m
コンクリートブロック積 A = 17 m ²
小口止工 N = 6 箇所
すりつけ工 (石積) A = 8 m ²
天端コンクリート L = 11 m |
| (5) 予定工期 | 平成 31 年 3 月 26 日から
平成 31 年 3 月 31 日まで (6 日間) |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 30 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の B 等級で登録されており、平成 30 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単

体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。

- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成29年1月1日から平成29年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成31年2月25日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,430円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成31年2月28日（木）午前9時から午後6時まで

平成31年3月 1日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で2月28日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成31年3月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 平成31年3月7日（木）から
平成31年3月8日（金）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 平成31年3月11日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 平成31年3月15日（金）午前9時から午後6時まで
平成31年3月18日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は3月15日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、3月18日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成31年3月19日（火）午前10時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続きを行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 2 4 号

現年発生その他公共施設・公用施設災害復旧事業、綾部ふれあい牧場法面復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第 4 3 0 1 5 1 号 |
| (2) 工 事 名 | 綾部ふれあい牧場法面復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市位田町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 1 工区 L = 6. 5 m
ネット柵工 L = 6. 5 m
2 工区 L = 3 0. 5 m
ネット柵工 L = 3 0. 5 m
ふとん籠工 L = 3 1. 0 m
3 工区 L = 3. 5 m
ネット柵工 L = 3. 5 m |
| (5) 予定工期 | 平成 3 1 年 3 月 2 6 日から
平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで（6 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 3 0 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の B 等級で登録されており、平成 3 0 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成 2 9 年 1 月 1 日から平成 2 9 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成31年2月25日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は230円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成31年2月28日（木）午前9時から午後6時まで

平成31年3月 1日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で2月28日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成31年3月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成31年3月7日（木）から

平成31年3月8日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること

としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 平成31年3月11日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 平成31年3月15日（金）午前9時から午後6時まで
平成31年3月18日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は3月15日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、3月18日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成31年3月19日（火）午前10時45分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら

れる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

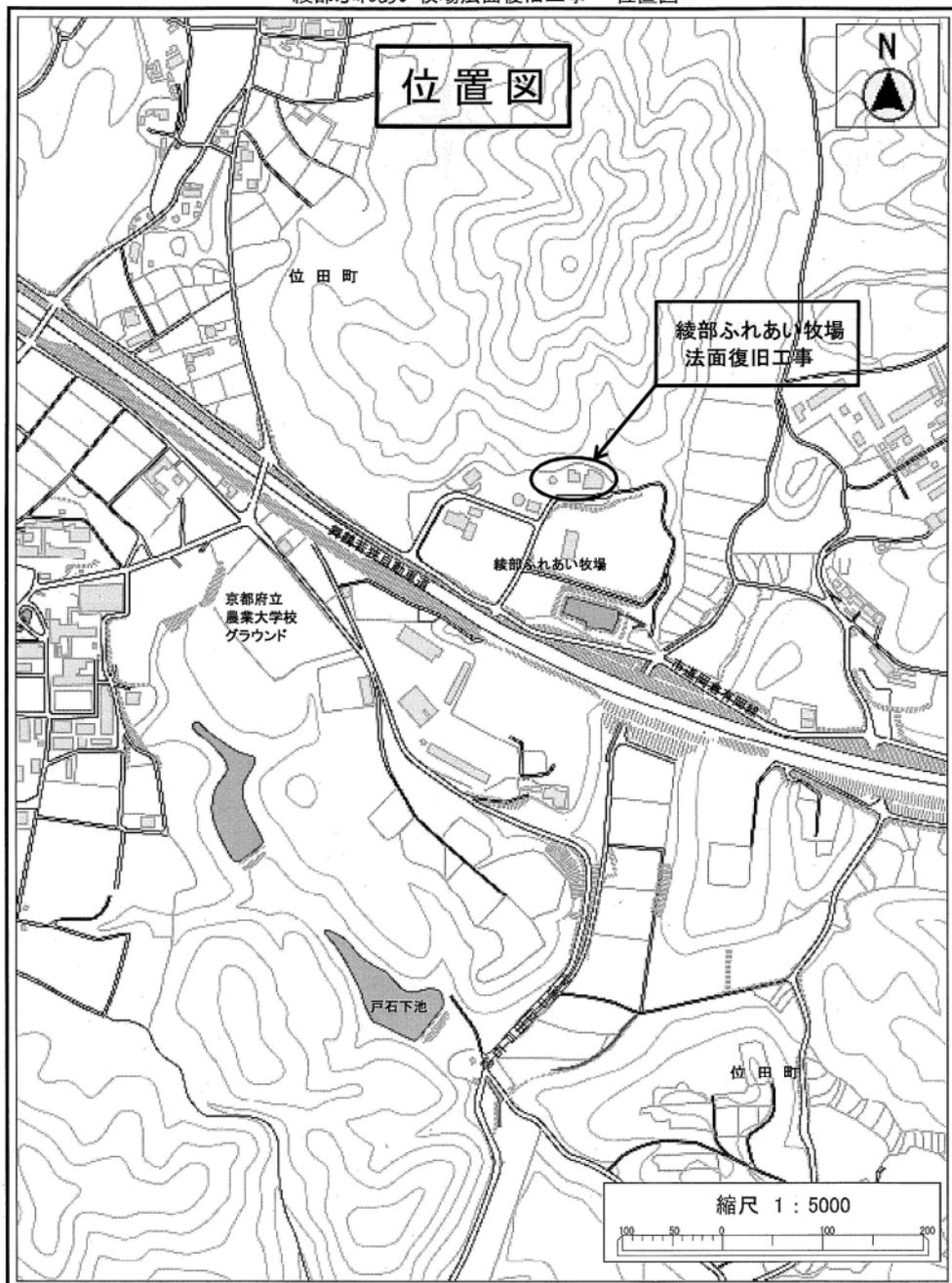
- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

綾部ふれあい牧場法面復旧工事 位置図



綾部市公告第 2 5 号

現年発生公共土木施設災害復旧事業、30 災第 2942 号 市道深山線道路災害復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 4 3 0 1 5 2 号
- (2) 工 事 名 30 災第 2942 号 市道深山線道路災害復旧工事
- (3) 工事場所 綾部市篠田町（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 30 災第 2942 号 L = 2 3 . 0 m W = 3 m
 コンクリートブロック積 A = 7 9 m²
 小口止工 N = 2 箇所
 取付工（石積） A = 2 m²
 雑工（石積） A = 1 m²
 筋芝 A = 4 8 m²
- (5) 予定工期 平成 3 1 年 3 月 2 6 日から
 平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで（6 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 3 0 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の B 等級で登録されており、平成 3 0 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成 2 9 年 1 月 1 日から平成 2 9 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成31年2月25日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は460円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成31年2月28日（木）午前9時から午後6時まで

平成31年3月 1日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で2月28日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成31年3月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成31年3月7日（木）から

平成31年3月8日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 平成31年3月11日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 平成31年3月15日（金）午前9時から午後6時まで
平成31年3月18日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は3月15日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、3月18日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成31年3月19日（火）午前11時00分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

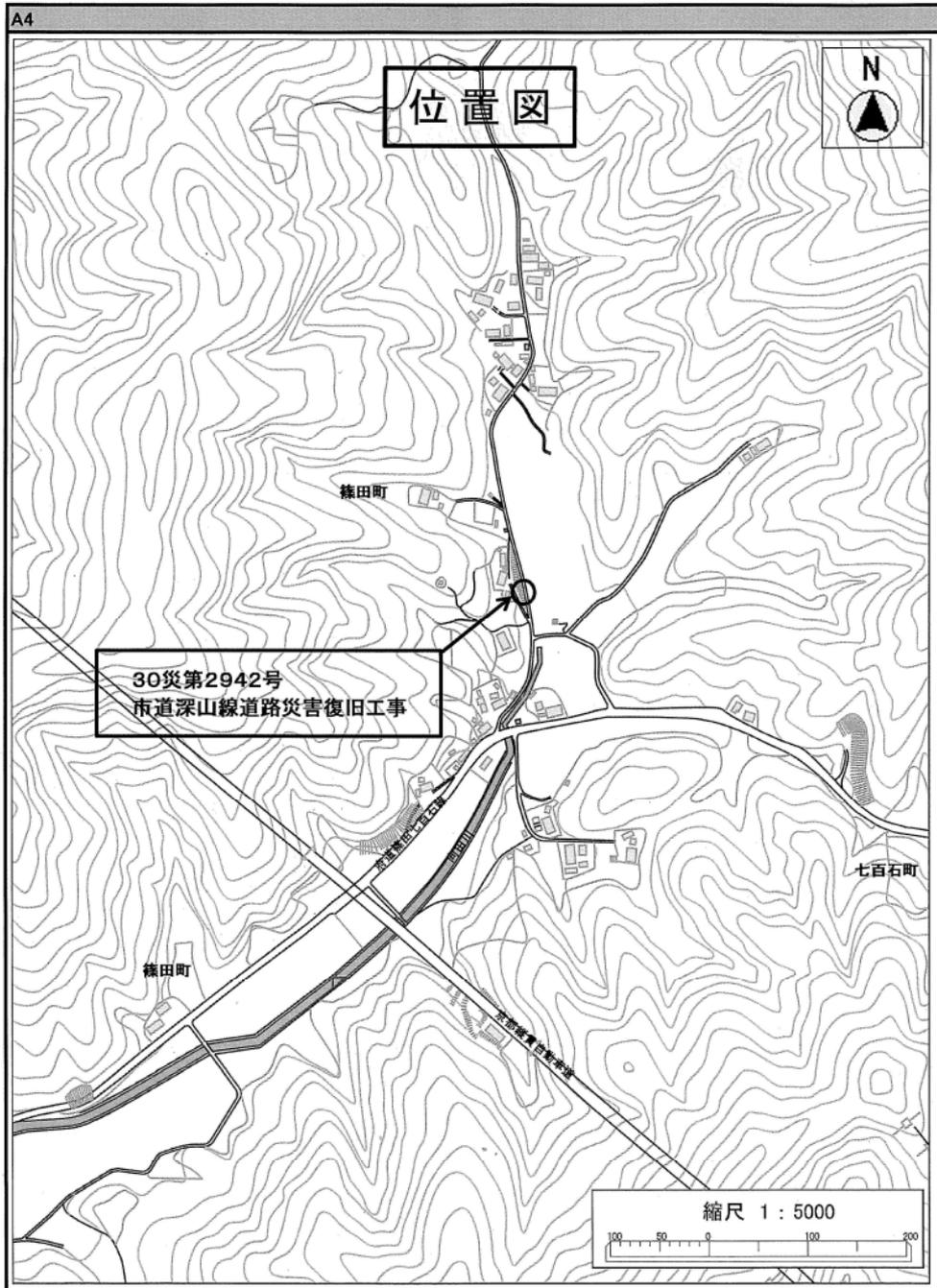
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 26 号

道路整備事業、市道西ノ宮線改良工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成 31 年 2 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第 430 153 号 |
| (2) 工 事 名 | 市道西ノ宮線改良工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市物部町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | L = 89.5 m W = 2.5 ~ 3 m
側溝工 L = 88 m
舗装工 A = 63 m ² |
| (5) 予定工期 | 平成 31 年 3 月 26 日から
平成 31 年 3 月 31 日まで（6 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 30 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の B 等級で登録されており、平成 30 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日の間において、完了工事の成績評点が 60 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成31年2月25日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は590円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成31年2月28日(木) 午前9時から午後6時まで

平成31年3月1日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で2月28日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成31年3月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成31年3月7日(木) から

平成31年3月8日(金) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 平成31年3月11日(月) 午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までに

ファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 平成31年3月15日（金）午前9時から午後6時まで
平成31年3月18日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は3月15日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、3月18日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Acceptor/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成31年3月19日（火）午前11時15分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

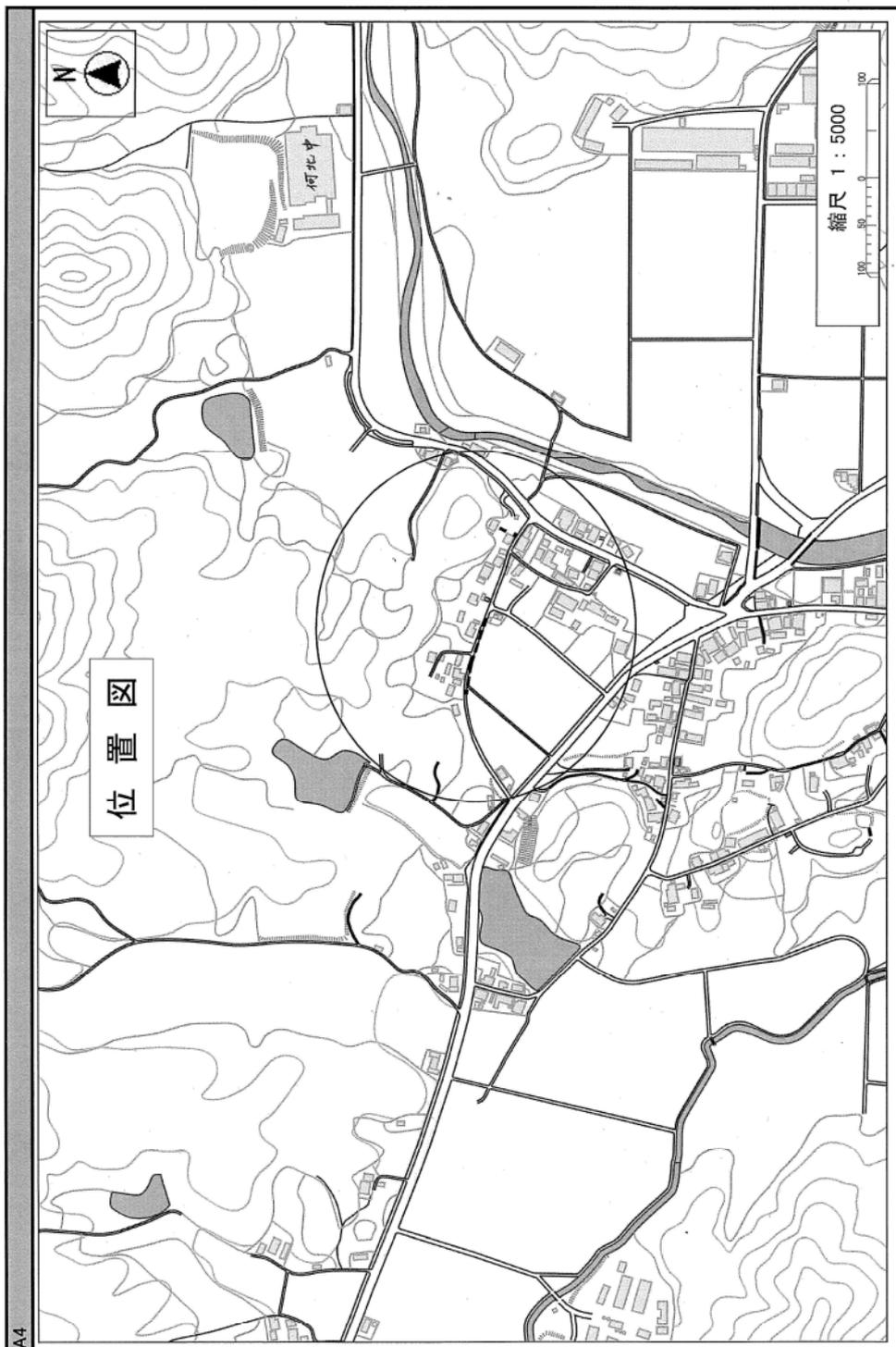
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 27 号

現年発生林業施設災害復旧事業、林道笹尾線復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成 31 年 2 月 25 日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 430 154 号 |
| (2) 工事名 | 林道笹尾線復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市八津合町 (別添位置図参照) |
| (4) 工事概要 | L = 11 m W = 2 m
1号箇所 L = 11.0 m
ブロック積工 L = 16.9 m A = 35.4 m ² |
| (5) 予定工期 | 平成 31 年 3 月 26 日から
平成 31 年 3 月 31 日まで (6 日間) |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 30 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の B 等級で登録されており、平成 30 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日の間において、完了工事の成績評点が 60 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式—1) とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2 部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成31年2月25日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は590円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成31年2月28日（木）午前9時から午後6時まで

平成31年3月 1日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で2月28日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成31年3月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成31年3月7日（木）から

平成31年3月8日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 平成31年3月11日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までに

ファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 平成31年3月15日（金）午前9時から午後6時まで
平成31年3月18日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は3月15日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、3月18日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Acceptor/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成31年3月19日（火）午前11時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

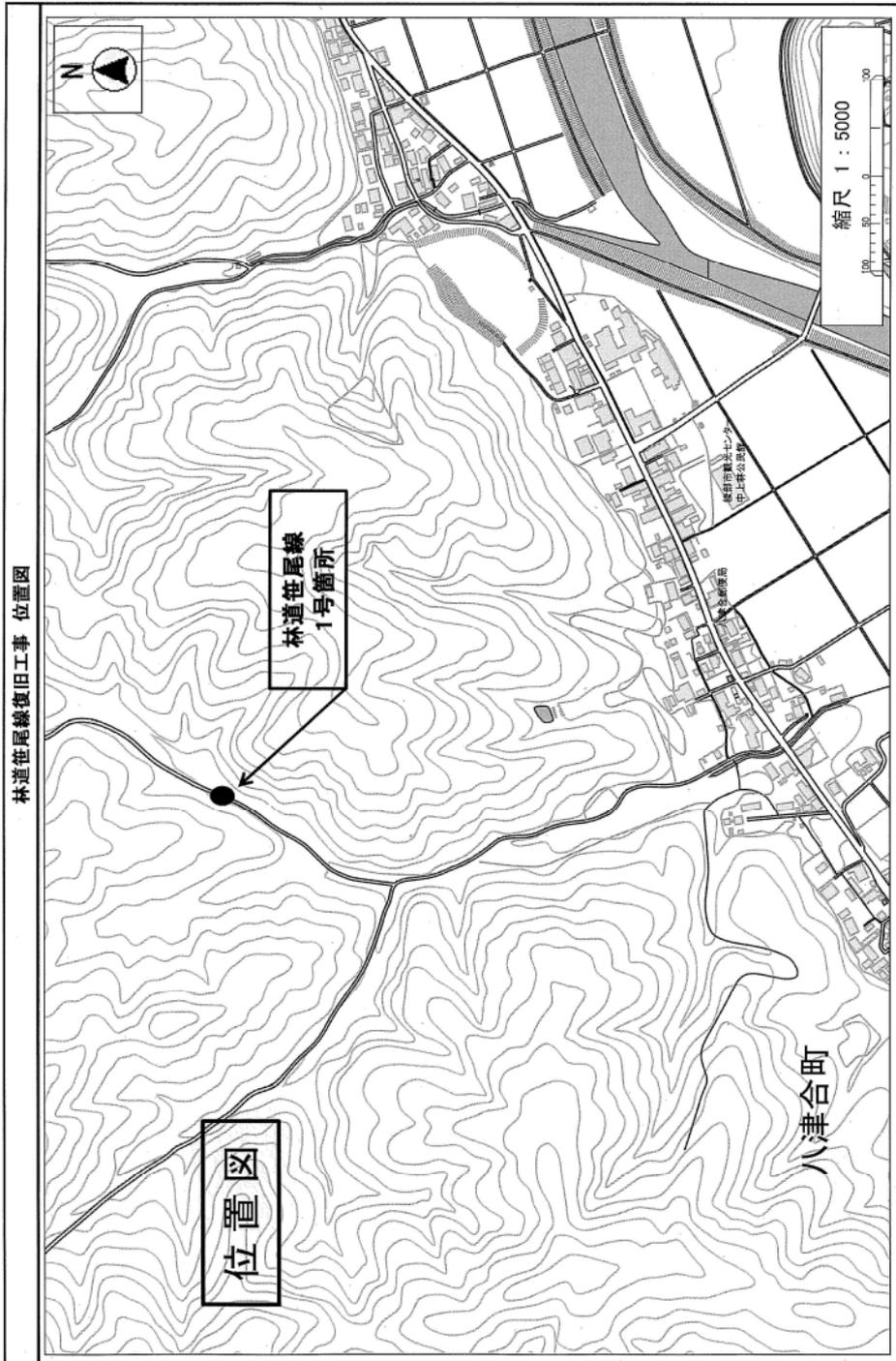
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 28 号

辺地対策事業、市道市志線舗装工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成 31 年 2 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第 4 3 0 1 6 0 号 |
| (2) 工 事 名 | 市道市志線舗装工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市五泉町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | L = 5 3 8 . 7 m W = 2 . 9 ~ 6 . 7 m
舗装工（オーバーレイ） A = 2 , 0 0 0 m ² |
| (5) 予定工期 | 平成 31 年 3 月 2 6 日から
平成 31 年 3 月 3 1 日まで（6 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 30 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事の B 等級又は C 等級で登録されており、平成 30 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日の間において、完了工事の成績評点が 60 点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成31年2月25日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は140円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成31年2月28日(木)午前9時から午後6時まで

平成31年3月1日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で2月28日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成31年3月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成31年3月7日(木)から

平成31年3月8日(金)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 平成31年3月11日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は

行いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 平成31年3月15日(金) 午前9時から午後6時まで
平成31年3月18日(月) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は3月15日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、3月18日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成31年3月19日(火) 午前11時45分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

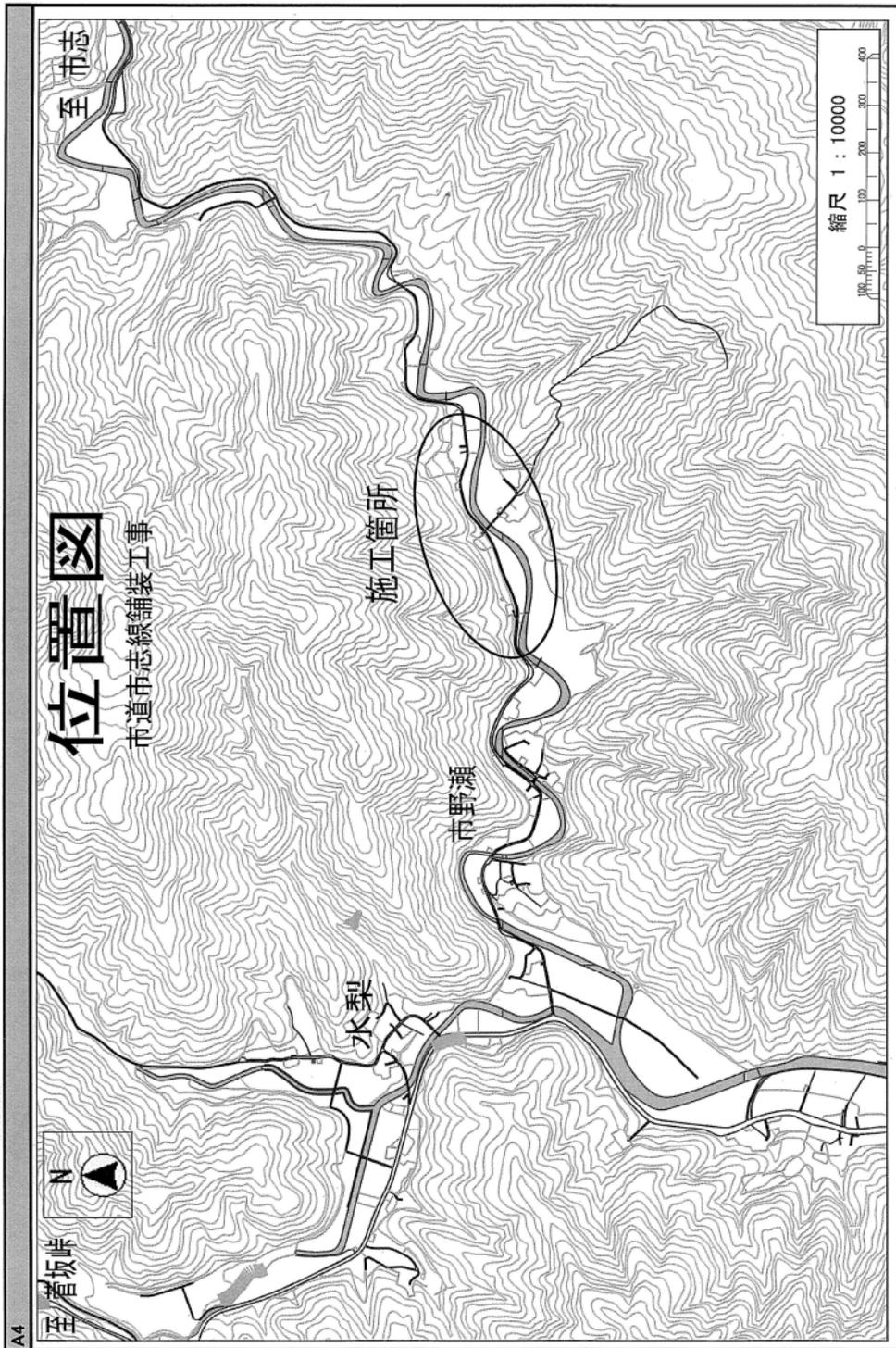
2) 主任技術者

- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第29号

狂犬病予防法第6条第1項の規定により、所有者の判明しない動物の収容について通知を受けたので、次のとおり公告する。

平成31年2月28日

綾部市長 山崎善也

- 1 捕獲日時 平成31年2月26日
- 2 捕獲場所 綾部市物部町
- 3 動物種 犬
- 4 毛 色 白茶
- 5 性 別 雄

(注意) 公告期間満了の日の翌日(平成31年3月5日)までに引取りのないときは、処分されます。

(連絡先) 京都府中丹東保健所環境衛生室

電話番号0773-75-1156

綾部市教育委員会告示第2号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、平成30年第14回（2月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

平成31年2月22日

綾部市教育委員会

教育長 足立 雅和

- 1 日 時 平成31年2月25日（月）午後1時30分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 付議事項
 - ・議第1号 管理職人事議案について
 - ・議第2号 綾部市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について
 - ・議第3号 綾部市立学校使用条例の一部改正について
 - ・議第4号 綾部市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - ・議第5号 綾部市健康ファミリーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - ・議第6号 綾部市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - ・議第7号 綾部市東部地域観光関連施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - ・議第8号 綾部市農村婦人の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - ・議第9号 綾部市農業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - ・議第10号 綾部市基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - ・議第11号 綾部市豊里コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - ・議第12号 綾部市物部営農指導センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - ・議第13号 綾部市林業者等健康管理センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - ・議第14号 綾部市天文館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - ・議第15号 綾部市市民センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - ・議第16号 綾部市市民センターの設置及び管理に関する条例の制定について
 - ・議第17号 綾部市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - ・議第18号 綾部市研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - ・議第19号 綾部市うずい野農村広場条例の一部改正について
 - ・議第20号 綾部市東部グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - ・議第21号 綾部市公民館の管理及び運営規則の一部改正について
 - ・議第22号 綾部市運動施設の管理及び運営規則の廃止について

- ・議第23号 綾部市運動施設の管理及び運営規則の制定について
- ・議第24号 綾部市市民センターの管理及び運営規則の廃止について
- ・議第25号 綾部市市民センターの管理及び運営規則の制定について
- ・議第26号 綾部市市民センターの管理及び運営規則の制定について
- ・議第27号 綾部市スポーツ推進委員に関する規則の廃止について
- ・議第28号 綾部市スポーツ推進委員に関する規則の制定について
- ・議第29号 綾部市立学校施設使用許可取扱規程の一部改正について
- ・議第30号 綾部市プール運営要綱の一部改正について
- ・議第31号 平成31年度綾部市一般会計予算について
- ・議第32号 平成30年度綾部市一般会計補正予算（第7号）について

4 報告事項

- ・卒業式・入学式の出席者等について
- ・指導の重点について

5 事務連絡

- ・各課からの連絡事項

綾部市選挙管理委員会告示第1号

平成30年8月26日執行の綾部市議会議員一般選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成31年2月15日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年8月26日執行 綾部市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
3,001,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	荒木敏文	所属党派	無所属	期間	7月31日から 9月4日まで	第1回分
出納責任者氏名	佐々木武志					

収 入		支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業) (寄附額)		
	円	人 件 費	— 円
		家 屋 費	221,100
		選挙事務所費	191,600
		集合会場費	29,500
		通 信 費	—
		交 通 費	57,190
		印 刷 費	647,496
		広 告 費	211,140
		文 具 費	12,237
		食 糧 費	368,353
		雑 費	12,304
その他の収入	1,097,604	今 回 計	1,529,820
今 回 計	1,097,604	前 回 計	0
前 回 計	0	総 計	1,529,820
総 計	1,097,604		

報告書受理年月日	平成30年9月8日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年8月26日執行 綾部市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
3,001,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	荒木敏文	所属党派	無所属	期間	9月20日から 9月20日まで	第2回分
出納責任者氏名	佐々木武志					

収 入		支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業) (寄附額)		
	円	人 件 費	— 円
		家 屋 費	21,900
		選挙事務所費	21,900
		集 合 会 場 費	—
		通 信 費	26,589
		交 通 費	—
		印 刷 費	—
		広 告 費	—
		文 具 費	—
		食 糧 費	—
		雑 費	—
その他の収入	48,489	今 回 計	48,489
今 回 計	48,489	前 回 計	1,529,820
前 回 計	1,097,604	総 計	1,578,309
総 計	1,146,093		

報告書受理年月日	平成30年9月21日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年8月26日執行 綾部市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
3,001,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	安藤和明	所属党派	無所属	期間	7月19日から	第1回分
出納責任者氏名	安藤芳子				9月5日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)		
自由民主党綾部支部		10,000 円	人 件 費	100,000 円
足立 力	無 職	20,000	家 屋 費	187,530
衣川 久夫	無 職	20,000	選挙事務所費	168,480
広瀬 良朗	無 職	5,000	集合会場費	19,050
			通 信 費	1,162
			交 通 費	5,490
			印 刷 費	492,016
			広 告 費	136,176
			文 具 費	256
			食 糧 費	55,393
			雑 費	26,014
その他の収入		949,037		
今 回 計		1,004,037	今 回 計	1,004,037
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		1,004,037	総 計	1,004,037

報告書受理年月日	平成30年9月6日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年8月26日執行 綾部市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
3,001,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	井田 佳代子	所属党派	日本共産党	期間	7月18日から	第1回分
出納責任者氏名	井田 一己				9月1日まで	

収 入			支 出	
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)		
日本共産党中丹地区委員会		100,000 円	人 件 費	— 円
			家 屋 費	488,666
			選挙事務所費	475,216
			集合会場費	13,450
			通 信 費	—
			交 通 費	—
			印 刷 費	488,051
			広 告 費	21,600
			文 具 費	10,178
			食 糧 費	86,180
			雑 費	51,935
その他の収入		1,046,610	今 回 計	1,146,610
今 回 計		1,146,610	前 回 計	0
前 回 計		0	総 計	1,146,610
総 計		1,146,610		

報告書受理年月日	平成30年9月5日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年8月26日執行 綾部市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
3,001,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	井田 佳代子	所属党派	日本共産党	期間	9月20日から	第2回分
出納責任者氏名	井田 一己				9月20日まで	

収 入		支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業) (寄附額)		
円		人 件 費	— 円
		家 屋 費	—
		選挙事務所費	—
		集合会場費	—
		通 信 費	8,487
		交 通 費	—
		印 刷 費	—
		広 告 費	—
		文 具 費	—
		食 糧 費	—
		雑 費	13,647
その他の収入	22,134	今 回 計	22,134
今 回 計	22,134	前 回 計	1,146,610
前 回 計	1,146,610	総 計	1,168,744
総 計	1,168,744		

報告書受理年月日	平成30年9月21日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年8月26日執行 綾部市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
3,001,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	上 林 隆	所属党派	無 所 属	期間	7月12日から 8月31日まで	第1回分
出納責任者氏名	上 林 弘 美					

収 入		支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業) (寄附額)		
	円		
		人 件 費	195,195 円
		家 屋 費	221,939
		選挙事務所費	203,939
		集合会場費	18,000
		通 信 費	—
		交 通 費	—
		印 刷 費	210,492
		広 告 費	173,880
		文 具 費	—
		食 糧 費	128,139
		雑 費	134,073
その他の収入	1,500,000		
今 回 計	1,500,000	今 回 計	1,063,718
前 回 計	0	前 回 計	0
総 計	1,500,000	総 計	1,063,718

報告書受理年月日	平成30年9月10日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年8月26日執行 綾部市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
3,001,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	梅原哲史	所属党派	無所属	期間	5月21日から	第1回分
出納責任者氏名	高山澄男				9月6日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)		
高山 澄男	農 業	30,000 円	人 件 費	— 円
			家 屋 費	291,340
			選挙事務所費	268,140
			集合会場費	23,200
			通 信 費	59,582
			交 通 費	3,788
			印 刷 費	928,596
			広 告 費	409,808
			文 具 費	12,968
			食 糧 費	91,734
			雑 費	97,586
その他の収入		1,865,510	今 回 計	1,895,402
今 回 計		1,895,510	前 回 計	0
前 回 計		0	総 計	1,895,402
総 計		1,895,510		

報告書受理年月日	平成30年9月7日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年8月26日執行 綾部市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
3,001,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	梅原哲史	所属党派	無所属	期間	11月19日から 11月22日まで	第2回分
出納責任者氏名	高山澄男					

収 入		支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業) (寄附額)		
	円		
		人件費	— 円
		家屋費	16,500
		選挙事務所費	—
		集合会場費	16,500
		通信費	28,942
		交通費	—
		印刷費	—
		広告費	—
		文具費	—
		食糧費	—
		雑費	19,707
その他の収入	65,149		
今回計	65,149	今回計	65,149
前回計	1,895,510	前回計	1,895,402
総計	1,960,659	総計	1,960,551

報告書受理年月日	平成30年11月22日	第2回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年8月26日執行 綾部市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
3,001,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	片岡英晃	所属党派	無所属	期間	2月8日から 9月7日まで	第1回分
出納責任者氏名	片岡英晃					

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		
林 賀寿美 他51名	農 業	312,000 円	人 件 費	312,000 円
福山 哲朗	無 職	10,000	家 屋 費	294,420
			選挙事務所費	275,920
			集合会場費	18,500
			通 信 費	—
			交 通 費	—
			印 刷 費	288,900
			広 告 費	234,560
			文 具 費	15,728
			食 糧 費	138,024
			雑 費	137,914
その他の収入		1,500,000	今 回 計	1,421,546
今 回 計		1,822,000	前 回 計	0
前 回 計		0	総 計	1,421,546
総 計		1,822,000		

報告書受理年月日	平成30年9月10日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年8月26日執行 綾部市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
3,001,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	片岡英晃	所属党派	無所属	期間	9月28日から 9月28日まで	第2回分
出納責任者氏名	片岡英晃					

収 入	支 出
主たる寄附 (氏名・団体名) (職 業) (寄附額)	
円	
	人件費 ー円
	家屋費 ー
	選挙事務所費 ー
	集会会場費 ー
	通信費 99,570
	交通費 ー
	印刷費 ー
	広告費 ー
	文具費 ー
	食糧費 ー
	雑費 ー
その他の収入 0	
今回計 0	今回計 99,570
前回計 1,822,000	前回計 1,421,546
総計 1,822,000	総計 1,521,116

報告書受理年月日	平成30年10月4日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年8月26日執行 綾部市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
3,001,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	酒井裕史	所属党派	無所属	期間	6月22日から	第1回分
出納責任者氏名	藤田廣義				9月4日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)		
稲葉 達夫	農 業	5,000 円	人 件 費	— 円
上野 司	農 業	4,000	家 屋 費	14,000
尾崎 勲子	無 職	4,000	選 挙 事 務 所 費	—
田中 晴美	無 職	5,000	集 合 会 場 費	14,000
			通 信 費	—
			交 通 費	51,586
			印 刷 費	650,160
			広 告 費	442,584
			文 具 費	9,462
			食 糧 費	93,948
			雑 費	7,462
その他の収入		2,000,000		
今 回 計		2,018,000	今 回 計	1,269,202
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		2,018,000	総 計	1,269,202

報告書受理年月日	平成30年9月7日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年8月26日執行 綾部市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
3,001,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	酒井裕史	所属党派	無所属	期間	9月20日から 9月25日まで	第2回分
出納責任者氏名	藤田廣義					

収 入	支 出
主たる寄附 (氏名・団体名) (職 業) (寄附額)	
円	
	人件費 213,000円
	家屋費 70,000
	選挙事務所費 70,000
	集合会場費 —
	通信費 25,785
	交通費 —
	印刷費 —
	広告費 —
	文具費 —
	食糧費 —
	雑費 —
その他の収入 0	
今回計 0	今回計 308,785
前回計 2,018,000	前回計 1,269,202
総計 2,018,000	総計 1,577,987

報告書受理年月日	平成30年9月25日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年8月26日執行 綾部市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
3,001,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	塩見 麻理子	所属党派	無所属	期間	8月13日から 8月26日まで	第1回分
出納責任者氏名	長 島 さおり					

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)		
新屋 茂	会 社 員	290,000 円	人 件 費	— 円
星原町自治会		5,000	家 屋 費	3,000
塩見 直樹	自 営 業	5,000	選挙事務所費	—
			集 合 会 場 費	3,000
			通 信 費	790
			交 通 費	2,349
			印 刷 費	562,896
			広 告 費	43,200
			文 具 費	49,943
			食 糧 費	40,467
			雑 費	35,941
その他の収入		6,370		
今 回 計		306,370	今 回 計	738,586
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		306,370	総 計	738,586

報告書受理年月日	平成30年9月8日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年8月26日執行 綾部市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
3,001,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	末吉智也	所属党派	無所属	期間	8月2日から	第1回分
出納責任者氏名	末吉智也				9月9日まで	

収 入		支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業) (寄附額)		
	円	人 件 費	— 円
		家 屋 費	—
		選挙事務所費	—
		集合会場費	—
		通 信 費	—
		交 通 費	134,720
		印 刷 費	491,920
		広 告 費	43,200
		文 具 費	—
		食 糧 費	—
		雑 費	—
その他の収入	669,840		
今 回 計	669,840	今 回 計	669,840
前 回 計	0	前 回 計	0
総 計	669,840	総 計	669,840

報告書受理年月日	平成30年9月10日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年8月26日執行 綾部市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
3,001,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	高橋 輝	所属党派	無所属	期間	8月7日から 8月30日まで	第1回分
出納責任者氏名	近江 邦光					

収 入		支 出	
主たる寄附			
(氏名・団体名)	(職 業) (寄附額)		
自由民主党綾部支部	10,000 円	人 件 費	82,000 円
		家 屋 費	254,840
		選挙事務所費	247,200
		集 合 会 場 費	7,640
		通 信 費	10,800
		交 通 費	31,935
		印 刷 費	598,212
		広 告 費	219,240
		文 具 費	3,170
		食 糧 費	83,624
		雑 費	30,642
その他の収入	1,304,463	今 回 計	1,314,463
今 回 計	1,314,463	前 回 計	0
前 回 計	0	総 計	1,314,463
総 計	1,314,463		

報告書受理年月日	平成30年9月10日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年8月26日執行 綾部市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
3,001,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	種 清 喜 之	所属党派	無 所 属	期間	7月20日から	第1回分
出納責任者氏名	種 清 泰 子				9月5日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)		
村上 静史	会社役員	3,000 円	人 件 費	121,500 円
渡邊 文敏	無 職	10,000	家 屋 費	221,900
堀内 広幸	会 社 員	2,000	選挙事務所費	200,000
自由民主党綾部支部		10,000	集 合 会 場 費	21,900
横山 亨	自 営 業	4,000	通 信 費	26,711
永井 まりこ	無 職	2,000	交 通 費	14,798
田中 晴雄	無 職	10,000	印 刷 費	734,832
			広 告 費	211,960
			文 具 費	4,164
			食 糧 費	99,073
			雑 費	57,509
その他の収入		1,019,231		
今 回 計		1,060,231	今 回 計	1,492,447
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		1,060,231	総 計	1,492,447

報告書受理年月日	平成30年9月10日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年8月26日執行 綾部市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
3,001,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	種 清 喜 之	所属党派	無 所 属	期間	9月19日から	第2回分
出納責任者氏名	種 清 泰 子				9月19日まで	

収 入		支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業) (寄附額)		
	円	人 件 費	— 円
		家 屋 費	—
		選挙事務所費	—
		集合会場費	—
		通 信 費	—
		交 通 費	—
		印 刷 費	—
		広 告 費	—
		文 具 費	—
		食 糧 費	—
		雑 費	32,460
その他の収入	32,460	今 回 計	32,460
今 回 計	32,460	前 回 計	1,492,447
前 回 計	1,060,231	総 計	1,524,907
総 計	1,092,691		

報告書受理年月日	平成30年9月25日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年8月26日執行 綾部市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
3,001,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	搦頭 久美子	所属党派	日本共産党	期間	7月12日から	第1回分
出納責任者氏名	森下 博				9月5日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)		
中山 義秋 他1名		20,000 円	人 件 費	— 円
村上 嘉彦	農 業	4,600	家 屋 費	103,172
原 徳恵 他1名		15,000	選挙事務所費	90,972
四方 伸作	農 業	10,000	集 合 会 場 費	12,200
勘解由 貢	病院職員	5,000	通 信 費	20,604
大田 均 他1名		20,000	交 通 費	—
波多野 哲也 他5名		65,000	印 刷 費	432,448
府職員退職者後援会		10,000	広 告 費	145,080
常吉 加代子	看 護 師	5,000	文 具 費	71,506
日野 文子 他1名		15,000	食 糧 費	42,986
京都自治体職員後援会		10,000	雑 費	63,673
日本共産党中丹地区委員会		100,000		
その他の収入		355,420		
今 回 計		635,020	今 回 計	879,469
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		635,020	総 計	879,469

報告書受理年月日	平成30年9月10日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年8月26日執行 綾部市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
3,001,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	搦頭 久美子	所属党派	日本共産党	期間	9月22日から	第2回分
出納責任者氏名	森下 博				9月22日まで	

収 入		支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業) (寄附額)		
円		人 件 費	— 円
		家 屋 費	—
		選挙事務所費	—
		集合会場費	—
		通 信 費	19,267
		交 通 費	—
		印 刷 費	—
		広 告 費	—
		文 具 費	—
		食 糧 費	—
		雑 費	—
その他の収入	0		
今 回 計	0	今 回 計	19,267
前 回 計	635,020	前 回 計	879,469
総 計	635,020	総 計	898,736

報告書受理年月日	平成30年9月26日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年8月26日執行 綾部市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
3,001,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	中島 祐子	所属党派	日本共産党	期間	6月29日から 9月4日まで	第1回分
出納責任者氏名	伊藤 公平					

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)		
中山 義秋	会 社 員	20,000 円	人 件 費	— 円
日本共産党中丹地区委員会		200,000	家 屋 費	264,600
			選挙事務所費	244,800
			集 合 会 場 費	19,800
			通 信 費	13,858
			交 通 費	—
			印 刷 費	462,548
			広 告 費	129,600
			文 具 費	4,986
			食 糧 費	63,648
			雑 費	9,972
その他の収入		729,212		
今 回 計		949,212	今 回 計	949,212
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		949,212	総 計	949,212

報告書受理年月日	平成30年9月5日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年8月26日執行 綾部市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
3,001,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	藤岡 康 治	所属党派	無 所 属	期間	5月17日から	第1回分
出納責任者氏名	塩 見 松 夫				9月10日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)		
能 勢 和 之	会 社 員	5,000 円	人 件 費	180,000 円
川 湊 照 恵	無 職	10,000	家 屋 費	230,578
			選挙事務所費	203,478
			集合会場費	27,100
			通 信 費	—
			交 通 費	—
			印 刷 費	554,601
			広 告 費	460,210
			文 具 費	—
			食 糧 費	82,480
			雑 費	44,806
その他の収入		2,000,000		
今 回 計		2,015,000	今 回 計	1,552,675
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		2,015,000	総 計	1,552,675

報告書受理年月日	平成30年9月10日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年8月26日執行 綾部市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
3,001,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	藤岡 康 治	所属党派	無 所 属	期間	10月19日から 10月19日まで	第2回分
出納責任者氏名	塩 見 松 夫					

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)		
		円		
			人 件 費	— 円
			家 屋 費	—
			選挙事務所費	—
			集合会場費	—
			通 信 費	11,960
			交 通 費	—
			印 刷 費	—
			広 告 費	—
			文 具 費	—
			食 糧 費	—
			雑 費	—
その他の収入		0		
今 回 計		0	今 回 計	11,960
前 回 計		2,015,000	前 回 計	1,552,675
総 計		2,015,000	総 計	1,564,635

報告書受理年月日	平成30年10月19日	第2回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年8月26日執行 綾部市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
3,001,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	本田 文 夫	所属党派	無 所 属	期間	6月20日から 9月3日まで	第1回分
出納責任者氏名	河 田 隆 之					

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)		
上野 司	無 職	1,560 円	人 件 費	— 円
			家 屋 費	452,620
			選挙事務所費	424,120
			集合会場費	28,500
			通 信 費	9,354
			交 通 費	77,949
			印 刷 費	1,178,820
			広 告 費	100,260
			文 具 費	26,021
			食 糧 費	133,553
			雑 費	78,976
その他の収入		1,800,000	今 回 計	2,057,553
今 回 計		1,801,560	前 回 計	0
前 回 計		0	総 計	2,057,553
総 計		1,801,560		

報告書受理年月日	平成30年9月4日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年8月26日執行 綾部市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
3,001,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	本田 文 夫	所属党派	無 所 属	期間	9月10日から 9月10日まで	第2回分
出納責任者氏名	河 田 隆 之					

収 入		支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業) (寄附額)		
円		人 件 費	— 円
		家 屋 費	—
		選挙事務所費	—
		集合会場費	—
		通 信 費	—
		交 通 費	—
		印 刷 費	—
		広 告 費	—
		文 具 費	4,964
		食 糧 費	—
		雑 費	—
その他の収入	0	今 回 計	4,964
今 回 計	0	前 回 計	2,057,553
前 回 計	1,801,560	総 計	2,062,517
総 計	1,801,560		

報告書受理年月日	平成30年9月11日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年8月26日執行 綾部市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
3,001,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	本田 文 夫	所属党派	無 所 属	期間	10月 1日から 10月 1日まで	第3回分
出納責任者氏名	河 田 隆 之					

収 入		支 出
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業) (寄附額)	
	円	
		人 件 費 ー 円
		家 屋 費 ー
		選挙事務所費 ー
		集合会場費 ー
		通 信 費 25,920
		交 通 費 ー
		印 刷 費 ー
		広 告 費 ー
		文 具 費 ー
		食 糧 費 ー
		雑 費 ー
その他の収入	0	
今 回 計	0	今 回 計 25,920
前 回 計	1,801,560	前 回 計 2,062,517
総 計	1,801,560	総 計 2,088,437

報告書受理年月日	平成30年10月2日	第3回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年8月26日執行 綾部市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
3,001,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	松本幸子	所属党派	無所属	期間	8月1日から 9月3日まで	第1回分
出納責任者氏名	大槻 悟					

収 入			支 出	
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)		
自由民主党綾部支部		10,000 円	人 件 費	— 円
			家 屋 費	96,080
			選挙事務所費	80,000
			集 合 会 場 費	16,080
			通 信 費	43,200
			交 通 費	—
			印 刷 費	600,588
			広 告 費	478,520
			文 具 費	3,713
			食 糧 費	96,624
			雑 費	29,412
その他の収入		1,338,137	今 回 計	1,348,137
今 回 計		1,348,137	前 回 計	0
前 回 計		0	総 計	1,348,137
総 計		1,348,137		

報告書受理年月日	平成30年9月10日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年8月26日執行 綾部市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
3,001,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	松本幸子	所属党派	無所属	期間	9月4日から 9月19日まで	第2回分
出納責任者氏名	大槻 悟					

収 入						
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	円	支 出		円
				人 件 費		-
				家 屋 費		-
				選挙事務所費		-
				集 合 会 場 費		-
				通 信 費		15,418
				交 通 費		-
				印 刷 費		-
				広 告 費		-
				文 具 費		-
				食 糧 費		-
				雑 費		18,352
その他の収入		33,770		今 回 計		33,770
今 回 計		33,770		前 回 計		1,348,137
前 回 計		1,348,137		総 計		1,381,907
総 計		1,381,907				

報告書受理年月日	平成30年9月21日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年8月26日執行 綾部市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
3,001,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	村上宣弘	所属党派	無所属	期間	8月 1日から	第1回分
出納責任者氏名	大槻博徳				9月 5日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		
村上 正男	無 職	155,000 円	人 件 費	— 円
泰洋開発(株)	土 木 業	10,000	家 屋 費	181,700
			選挙事務所費	155,000
			集合会場費	26,700
			通 信 費	—
			交 通 費	—
			印 刷 費	596,000
			広 告 費	227,340
			文 具 費	—
			食 糧 費	—
			雑 費	—
その他の収入		840,000		
今 回 計		1,005,000	今 回 計	1,005,040
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		1,005,000	総 計	1,005,040

報告書受理年月日	平成30年9月5日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年8月26日執行 綾部市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
3,001,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	森 義美	所属党派	公明党	期間	7月18日から 8月31日まで	第1回分
出納責任者氏名	梅原 己喜代					

収 入			支 出	
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)		
公明党京都第5総支部		267,000円	人件費	－円
森 義美	団体役員	21,000	家屋費	220,389
			選挙事務所費	220,389
			集合会場費	－
			通信費	－
			交通費	－
			印刷費	482,050
			広告費	204,423
			文具費	864
			食糧費	130,906
			雑費	5,862
その他の収入		474,416	今回計	1,044,494
今回計		762,416	前回計	0
前回計		0	総計	1,044,494
総計		762,416		

報告書受理年月日	平成30年9月6日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年8月26日執行 綾部市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
3,001,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	森 義美	所属党派	公明党	期間	9月21日から	第2回分
出納責任者氏名	梅原 己喜代				9月25日まで	

収 入		支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業) (寄附額)		
円		人 件 費	— 円
		家 屋 費	—
		選挙事務所費	—
		集合会場費	—
		通 信 費	8,443
		交 通 費	—
		印 刷 費	—
		広 告 費	—
		文 具 費	—
		食 糧 費	—
		雑 費	—
その他の収入	8,443	今 回 計	8,443
今 回 計	8,443	前 回 計	1,044,494
前 回 計	762,416	総 計	1,052,937
総 計	770,859		

報告書受理年月日	平成30年9月25日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年8月26日執行 綾部市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
3,001,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	柳原秀一	所属党派	無所属	期間	7月30日から 9月7日まで	第1回分
出納責任者氏名	柳原秀一					

収 入		支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業) (寄附額)		
円		人 件 費	224,000 円
		家 屋 費	241,700
		選挙事務所費	241,700
		集 合 会 場 費	—
		通 信 費	5,300
		交 通 費	—
		印 刷 費	552,328
		広 告 費	361,800
		文 具 費	20,507
		食 糧 費	57,955
		雑 費	136,799
その他の収入	1,168,391	今 回 計	1,600,389
今 回 計	1,168,391	前 回 計	0
前 回 計	0	総 計	1,600,389
総 計	1,168,391		

報告書受理年月日	平成30年9月10日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年8月26日執行 綾部市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
3,001,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	吉 崎 久	所属党派	日本共産党	期間	6月14日から	第1回分
出納責任者氏名	大 島 孝 恵				9月8日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附				
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)		
中山 俊子	会 社 員	20,000 円	人 件 費	— 円
塩見 卯太郎	農 業	10,000	家 屋 費	374,460
四方 伸作	無 職	135,000	選挙事務所費	355,600
日本共産党中丹地区委員会		100,000	集合会場費	18,860
			通 信 費	118,233
			交 通 費	9,251
			印 刷 費	433,948
			広 告 費	21,600
			文 具 費	21,393
			食 糧 費	79,979
			雑 費	51,781
その他の収入		413,197		
今 回 計		678,197	今 回 計	1,110,645
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		678,197	総 計	1,110,645

報告書受理年月日	平成30年9月8日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年8月26日執行 綾部市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
3,001,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	渡辺弘造	所属党派	無所属	期間	7月26日から	第1回分
出納責任者氏名	今井直文				9月3日まで	

収 入				支 出	
主たる寄附					
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)			
福井 明子	無 職	10,000 円	人 件 費		84,800 円
福井 敏	医 師	10,000	家 屋 費		43,000
福井 進	医 師	5,000	選 挙 事 務 所 費		35,000
西部 文育	僧 侶	100,000	集 合 会 場 費		8,000
福井 成雄	会 社 員	10,000	通 信 費		—
渡辺 厚子	無 職	10,000	交 通 費		28,717
高橋 孝典	講 師	10,000	印 刷 費		644,496
阪田 宗夫	農 業	20,000	広 告 費		205,200
小川真次 他1名	農 業	20,000	文 具 費		14,886
井関 祐	農 業	10,000	食 糧 費		99,004
柏原 幸恵	無 職	10,000	雑 費		1,061
橋本 彰	無 職	10,000			
藤崎 敬常	無 職	5,000			
その他の収入		458,948			
今 回 計		688,948	今 回 計		1,121,164
前 回 計		0	前 回 計		0
総 計		688,948	総 計		1,121,164

報告書受理年月日	平成30年9月5日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年8月26日執行 綾部市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
3,001,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	渡辺弘造	所属党派	無所属	期間	9月7日から	第2回分
出納責任者氏名	今井直文				9月7日まで	

収 入		支 出
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業) (寄附額)	
	円	
		人件費 ー円
		家屋費 ー
		選挙事務所費 ー
		集合会場費 ー
		通信費 15,333
		交通費 ー
		印刷費 ー
		広告費 ー
		文具費 ー
		食糧費 ー
		雑費 ー
その他の収入	15,333	
今回計	15,333	今回計 15,333
前回計	688,948	前回計 1,121,164
総計	704,281	総計 1,136,497

報告書受理年月日	平成30年9月10日	第2回報告分
----------	------------	--------

綾部市選挙管理委員会告示第2号

綾部市条例の制定又は改廃の請求及び綾部市の事務の執行に関する監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成31年3月1日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

573人

綾部市選挙管理委員会告示第3号

綾部市議会の解散の請求並びに綾部市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員及び教育委員会の委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成31年3月1日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

9,543人

綾部市選挙管理委員会告示第4号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成31年3月1日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

4,772人